

卒業論文（1996年1月）

指導教員 岡 俊孝教授

香港返還をめぐる英中関係

—パッテン民主化案を中心に—

関西学院大学法学部政治学科

橋本 誠志

目次

第1章 序論.....	2
第2章 英領植民地香港.....	3
第1節 植民地香港の成立過程.....	3
第2節 香港の政治制度.....	7
第3節 香港経済の特徴.....	10
第4節 英中両国の対香港政策.....	13
第3章 香港返還交渉.....	17
第1節 1982年交渉開始以前の状況.....	17
第2節 1982年～1984年返還交渉.....	20
第3節 英中共同声明とその問題点.....	23
第4節 香港基本法とその問題点.....	28
第5節 天安門事件とその影響.....	31
第4章 パッテン民主化案をめぐる英中対立.....	33
第1節 パッテン総督就任の背景.....	33
第2節 パッテン民主化案の内容.....	37
第3節 英中対立の経過.....	42
第4節 1994年～1995年選挙の結果と香港の将来.....	51
終章.....	55
参考文献.....	a

第1章 序論

香港におけるイギリスによる植民地支配はアヘン戦争によってもたらされた。イギリスは19世紀に第一次、第二次アヘン戦争の勝利により、清朝と不平等条約を結び、香港島、九龍、新界の中国香港地区を割譲、租借し、以来、150年余り香港は資本主義の下で世界有数の中継貿易港として繁栄を謳歌し続けてきた。しかし、同時に香港は東西冷戦構造、中ソ対立といった複雑な国際環境の下、西側諸国の対中接近の窓口としての役割も果たしてきた。いや、香港の発展はこうした国際情勢があったからこそなされた物であると思えてならない。よく、「香港は歴史が駆け抜けた都市である」と言われる¹。そんな香港の英領直轄植民地としての歴史は、1997年6月30日をもって幕を閉じることとなった。1984年8月に合意され、同12月に調印された英中協定（「中華人民共和国政府とグレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国政府の香港問題に関する共同声明」）によって清朝政府から割譲された香港島、九龍半島市街地、99年間の期限付きで租借された深界を含む香港地区がイギリスから中国に返還されることになった。この英中生命の第3項には中華人民共和国政府の香港に対する基本方針が示されており、(1) 中華人民共和国憲法31条により、香港特別行政区を設置すること(3項の1①)、外交、国防問題を除く高度の自治権を認めること(3項の②)、現行の社会、経済制度の不変(3項の⑤)、財政の独立の保持(3項の⑧)などが明記され、1997年7月1日の返還より50年間これを変えないこと(3項の⑫)が宣言された²。

中国への香港の返還過程を端的に示す言葉として「九七列車」³という言葉がよく用いられる。この言葉は香港―広州間を結ぶ九広鉄道で、昔は中港の境界にある羅湖駅において出入国手続をするために途中下車しなければならなかったものが、現在では列車に乗車したまま出入国手続が行えるようになったことに因んで、返還に伴う政権の円滑な引継ぎを実現させることを意味している⁴。そして、英中声明の発表以後、「九七列車」は順調に走り出したかに見えた。

しかし、1989年の天安門事件以後、その歯車の組み合わせはぎこちないものになっていた。そして、この事件以後、多数の香港市民がイギリス本国を初め、オーストラリア、

¹ 加々美光行、NHK取材班編『今、世界が動く②当方に社会主義の大国あり』p.130

² 『国際条約集 1994年版』pp.45-46

³ 加々美、前掲(1)著,p.131

⁴ 同じく、九広鉄道に因んだ言葉で選挙制度に関する「直通列車方式」という言葉がある。「直通列車方式」の意味については後述する。

カナダといった国々への移住を希望するなど、香港社会は大混乱に陥った。1991年になると、香港新空港建設計画における英中の合意が成立し、香港社会は平静を取り戻したかに見えたが、1991年9月の第一回香港立法評議会の直接選挙で民主化推進派の香港民主同盟（現在は民主党）が圧勝したことで、中国側は焦りの色を強くした。このような状況下で前任のウィルソン総督に代わり着任したのが、植民地香港最後の総督と言われるクリストファー・パッテン総督である。パッテン総督は香港の政治民主化政策を断行したが、中国はこれに強く反発している。

本稿はパッテン民主化案を中心にして香港をめぐる英中関係を検証することで、97年の返還後の香港を中国はどのように統治するつもりであるかを分析する。なお、特に断りがない限り、本稿でいう香港とは、香港島、九龍、新界を含んだ香港地区全体を指すものとする。

第2章 英領植民地香港

第1節 植民地香港の成立過程

香港は中国の広東省の南、深圳経済特区に接する面積 1,077 平方キロメートルの英領直轄植民地である⁵。言語は公用語として、英語と中国語が併用されており、日常では広東語が広く用いられている。全面積のうち、約半分の 48.2%が原野で占められ、商業地はわずか 0.2%で工業地は 0.8%ほどである⁶。香港という名前の由来については、昔、この地域に香姑という名の女海賊がいたとか、香港島の南に滝があって、付近を公開する船が飲料水にしたため等、諸説あるが、現在では、広東省東莞県付近で産出される香木を積み出す港がこの地域にあった事から香港と呼ばれているとする説が有力である⁷。

イギリスによる香港の植民地支配の歴史は、19世紀に当時の清朝政府とイギリス政府との間で締結された3つの条約に基づいている。そもそも、イギリスの対中貿易は、ポルトガルやオランダに後れを取り、1637年のロンドン号が珠江から広州に入り、明朝と交易を開始したのが最初である。しかし、英中間の貿易は着実に伸び、18世紀半ばには全盛期を迎えた。ところが、清朝政府は1757年、対外貿易の窓口を広州1港に限定してしまう。これは、江戸幕府により、日本の貿易港が長崎1港に限られた時から120年余り後のことで

⁵ 1993年現在のデータ（『アジア動向年報'94』 p.183

⁶ 『過渡期の香港 中国年鑑'94 別冊』 p.27

⁷ 中嶋嶺雄『香港～移り行く都市国家』 p.86

ある。しかし、両者の貿易港の限定は、必ずしも同じ目的からなされたものではなかった。江戸幕府による貿易港の制限は、密貿易の取締というよりもむしろ、キリスト教の取り締まりが主たる目的であったのに対し、清朝による貿易港の制限は、これとは性質を異にしている。当時は、広州以外にも寧波等の港が急速に発達してきており、これらの港において対外貿易を認めると、広東の人民にとって不利益となる。言わば、清朝による貿易港の制限は広東の住民の生計を保護するためであったと思われる。第二の理由は、海防上の防御施設の面にある。矢野仁一氏は、「支那人は、「外国人はなるべく僻遠の地に遠ざけておきたい。やむを得ずその貿易を許すとしても、できるだけ極遠の地においてしたい。支那の中心地に近い浙江などの沿岸には近づけたくない。」といふ考えがあり、それに広東ならば、海防上の設備はあるが、拙稿にはそれがないといふ外国人防禦もその理由の一つであった」⁸と述べている。

こうして、清朝により貿易港が限定されたとはいえ、英中間の貿易は発展を続け、イギリスから清への輸出は、毛織物、時計、玩具等が、清からイギリスへの輸出は、絹、茶、陶器等が主な貿易産品であった。特に、清からイギリスへの輸出品である茶の貿易実績はめざましく、イギリス側は、貿易バランスを補填するため、インド産のアヘンの取り扱いに躍起になった。同時にイギリスは、1793年にマカートニー卿を、1816年にはアーマスト卿を清に派遣し、貿易拡大を図った。マカートニーは、熱河で乾隆帝に国書を奉呈し、①広州以外の寧波、舟山における貿易許可、②広州近くの英人居留地の設置、③一定の税金および税率を定め、それ以外の課金の廃止をそれぞれ求めたが、交渉は失敗に終わった⁹。なお、1816年に北京に派遣されたアーマスト元インド総督は、イギリスへの帰国後、「輸出入はもちろん、各面から見て、香港の環境、地形は世界に比のない良港である」¹⁰と報告している。この2回の特使派遣について、「かくして二回にわたる英国の對支通商問題解決の試みは二度ながら喜劇として終わってしまった。しかもこの喜劇は支那にとっては、喜劇として終わらなかった。(中略)北京朝廷のために、支那は香港を失い、不平等条約を強いられる悲惨な日にめぐり合ふに至ったのであった」¹¹と小椋廣勝氏は述べている。この後、イギリスは、1834年4月20日を起源として、東インド会社の東洋貿易、茶貿易の独占を

⁸ 矢野仁一『アヘン戦争と香港』p.17

⁹ 矢野、前掲(8)著,pp.41-43

¹⁰ 注(6)著,巻末

¹¹ 中嶋,前掲(7)著,pp.89-90。なお、中嶋氏は小椋廣勝『香港』岩波書店(1942)からこの部分を抜粋している。

廃止し、自由貿易に移行してゆく。この時の広東駐在貿易監督官主席ネーピアは、当時の外相グレーに「わずかの武力をもってすれば、香港島を占領することができる。この島は珠江の東の門戸をなし、いかなる目的にも適っている」¹²と報告している。イギリスの香港領有はこのころからイギリス政府の政策に盛り込まれていったものと思われる。こうした中、1836年11月、チャールズ・エリオット大佐が正貿易監督官に任命され、広東に駐在するも、清朝側の欽差大臣、林則徐と対立した。清朝にとっては、イギリスが行っていたインド産アヘンの仲介が清朝の財政を圧迫し、清朝政府はこの摘発に乗り出していた。林則徐は、アヘン網の全滅を担っていた。矢野によれば、当時のアヘン貿易の様子について以下の通り記されている。「アヘン貿易は取締が益々嚴重になったにもかかわらず、益々盛んとなり、廣東下流の廣東河流域はアヘン密貿易地となり、三四十艘のスクナー型・カッター型のイギリス人所有の密貿易艇数十艘は、許可書（紅牌）を受けずに自由に廣東河を上下した。一艘で毎週数戦弗の利益を収めたものすらあった。さうしてイギリス商人は、廣東に過冬の禁を侵して常駐し対外は皆アヘン貿易に従事した。」¹³このように、アヘン貿易はイギリス商人の手によって主として行われており、林則徐とイギリスとの関係は急速に悪化していった。こうした情勢の中、1839年6月、英船水夫が九龍の尖沙湾において、中国人農民を殺害したことから、林則徐は、犯人引き渡しをイギリスに要求するも、イギリス側はこれを拒否したため、同10月、清朝政府はイギリス船の中国沿岸からの退去を命じた。これに対し、イギリスは、同11月に川鼻沖で清朝兵船を砲撃、これに対抗した清朝政府は対英貿易を凍結した。1840年、イギリスは、南シナ海に派兵、珠江河口を封鎖し、アヘンの対価、軍費などを要求した。これが俗にいうアヘン戦争である。

1841年1月には、川鼻仮条約が締結された。これは、「香港の島と港とを、支那の正当な貿易上の諸課税を黄埔で貿易が行わはると同様、支那官憲に納めるという条件でイギリス國に給與し、償金六百萬圓の中百萬圓を即時に支払ひ、残額を西曆1846年までに年賦にて支払ひ兩國間官憲直接交通を平等の基礎の上に置き、廣東港の貿易を支那の新年初（1月23日）から十日以内に開く」¹⁴ことを内容としていた。しかし、北京政府は、林則徐に代わって、善が締結したこの条約を承認せず、これに対してイギリスは、厦門、上海を占領した。1842年8月には南京城外に迫った。圧倒的戦力差の前に戦意を失った清朝は、同

¹² 中嶋,前掲(7)著,p.90

¹³ 矢野,前掲(8)著,p.116

¹⁴ 矢野,前掲(8)著,p.217-218

8月29日、英艦コーンウィリス号艦上で南京条約を締結した。これは香港島をイギリスに永久割譲することを内容年、1843年に批准された。アヘン戦争により、清朝政府の威信は低下し、国力も疲弊した。国内では太平天国の乱が勃発するなど情勢は混乱を極めた。そのような中、1856年10月、清朝官憲が珠江に停泊中の英国船アロー号を臨検し、中国人12人をアヘン密売容疑で逮捕した。イギリスはこれを口実に再度、中国に派兵を決定、フランスと連合して広州を占領し、その後天津、北京へと迫り、清軍を破り、1860年10月には北京条約が締結され、イギリスに九龍半島と昂船州 (Stonecutters Island)が永久割譲されることが決定した。更に1898年6月には、「新界」を1898年7月1日から99年間の期限付きで租借することが決定された¹⁵。この条約は、「香港協会拡張専門協約」(中国名は「展拓香港界址專條」、英語名"Convention for the Extension of Hong Kong")と呼ばれており、列強の中国侵略の一環として、ドイツやロシアに対抗すべく、イギリスが威海衛とともに狙った租借地をイギリスにもたらしたもので、内容は次の通りである。「長年来、香港境界の拡張は、植民地の正しい防衛と反故のために必須であるとの認識があった。よって今般、英中両国政府は添付智頭に概略示された範囲内で、英領境界が租借地として拡張されることの合意を得た。正確な境界線は正当な調査が両国政府の任命する管理によって行われた後に確定される。この租借期限は九十九年とする。」また、当該部分の原文は以下の通り示されている。"Whereas it has for many years past been recognized that an extension of Hong Kong territory is necessary for the proper defense and protection of the Colony: It has now been agreed between the Governments of Great Britain and China that the limits of British territory shall be enlarged under lease to the extent indicated generally on the annexed map. The exact boundaries shall be hereafter fixed when proper surveys have been made by officials appointed by the two Governments. The term of this lease shall be ninety-nine years"¹⁶

この「新界」地区は香港全体の面積の93%を占めることから、「新界」の租借期限の問題はそのまま香港全体の返還の問題として論じられるのである¹⁷。この協約分の中分の原文では「九十九年間」の部分は「以九十九年為限期」¹⁸と記されている。この「九十九年」という期限は、中国語では「九九(チヨウチヨウ)」が「久久(チヨウチヨウ)」に等しく、

¹⁵ 王子天徳「香港の将来に関する英中協議」『横浜商大論集』22巻1号,p.106

¹⁶ 中嶋,前掲(7)著,pp.18-19

¹⁷ ジェトロ貿易市場シリーズ『香港』p.5

¹⁸ 『清末對外交渉条約輯(二)』p.409

いわば「永久的」という意味を持つので、当時としては永久租借を意味していたと思われる。それだけに、現在の中国政府が香港の回収にかける意気込みがより際立って見えることになる¹⁹。以上、香港がイギリスの植民地として領有されるに至った過程を簡述してきたが、中国政府はこれら、香港の英国領有を根拠づける条約を悉く不平等条約としている。

第2節 香港の政治制度

香港の政治は元首エリザベス女王が任命した香港総督を長とする香港政庁によって運営されている。総督はエリザベス女王の香港における「全権代表」²⁰であり、政治の骨格は「英女王詔勅」と「皇室訓令」という2つの憲法的文書によって形成される。この基本的制度に変化は見られないが、近年の経済発展や階級関係の変化により、実際の行政システムは変化が著しい。香港の政治システムは、諮問、行政、司法、監察という4系統に分かれており、諮問系統には、行政評議会と立法評議会がある。総督の最高助言機関として機能しているのはこの行政評議会である。行政系統には行政長官を長とする膨大な数の行政管理システムが構築され、実際の実務を取り仕切っている。

監察系統は、総督が特派した廉政専員公署 (ICAC)や行政事務申訴専員公署(COMAC)や会計検査院などの組織からなる。軍事系統はイギリス国防省の直接指揮により、総督が象徴的に香港駐留英軍司令部を統率している。このように香港の行政システムには、①総督の下の高度集権下にある広い諮問制度、②行政主導體制の実行、③間接統治と現地華人社会の伝統の尊重という特徴がある²¹。香港の憲法は「英女王詔勅」と「皇室訓令」がその役割を果たしていることは述べた。「英女王詔勅」は政治制度の基本的枠組みを規定し、「皇室訓令」により遵守すべき各種手続を定めている。詔勅は、総督に香港駐留英軍3軍の司令官兼任を指定しているとともに、行政、立法、評議会の構成や公務員の任免、裁判官の任期決定についてなど広範な総督の権力について規定している。「皇室訓令」は行政、立法評議会委員の任命手続や選挙などについての規定が定められている。

香港総督の諮問機関のうち、行政評議会は、官職議員と委任議員とで構成される。官職議員は4名で、行政長官、香港駐留3軍司令官、財務長官、法務長官からなっている。委任議員は公務員3名を含み、12名が総督より委任される。会議は毎週1回開かれ、内容は

¹⁹ 中嶋,前掲(7)著,p.19

²⁰ 注(6)著,p.12

²¹ 注(6)著,p.12

非公開である。「皇室訓令」に基づき、総督が重要政策を実施する際には、必ず、行政評議会の助言を必要とする。その他にも、行政評議会には、市民の提訴した上訴や請願、反対に対して採血を行うことになっている²²。なお、1994年3月現在のメンバーは、以下の13名である。行政長官：陳方安生、財務長官：N.W.H マクラウド、法務長官：ジェレミー・マッシューズ（以上、当然官職議員）、蓮如、王葛鳴、張健利、陳 申耀、錢果豊、李国能、施租祥、童建華、ジョン・グレイ。

立法評議会は、議員60名で構成されているが、その構成は返還期日が近づくにつれ、変貌を遂げてきた。1991年10月9日の会期当時は官職議員3名と18名の委任議員、39名の民選議員による構成であった。官職議員は、行政長官、財務長官、法務長官の3名で、委任議員はイギリス本国の国務大臣の承認を受け、総督が委任を行う。民生議員39名のうち、21名は職能団体別選挙で選出され、残りの18名が各選挙区ごとに直接選挙で選出される。議長ポストは元来総督が兼任していたが、パッテン総督の1992年10月の提案で互選により選出することが決定した。議題は動議の形で提出され、条例草案の形式で採択され、総督が同意すると即刻条例として発効する。立法評議会は法令の制定の他、会期中、2度の重要討論を行う。重要討論は毎年、4月と10月に行われ、4月の討論では、年間支出条例草案について予算討議を展開し、10月の討論では新会期の冒頭に総督が施政報告を行い、各議員が施政方針について討論を交わす場となっており、財務委員会、公共会計委員会、議員利益委員会、専責委員会、行政・立法評議会議員事務所（OMELCO）等の組織が存在する²³。その他には、法定組織として各種市民サービスの提供を職権範囲とする、議員40名で構成される市政評議会や新界地区の住民にサービスを行う議員36名の区域市政評議会等が存在する²⁴。

香港の地方行政は、1982年に設立された区議会がその中心的役割を果たしている。香港全体では19の区議会があり、ほとんどの議会で非官職委任議員と各選挙区からの民選議員、新界では各区の郷事委員会議長も含まれる。区議会では、民選議員の活躍の場が広く、1991～94年の議員では、民選議員は274名、委任議員は140名という構成比となっていて、より地域に密着した政治が行われている。市政評議会、区域市政評議会、各区議会の連携は緊密で、新界の土着住民を代表する助言組織である各区の郷事局の郷事委員会議長は、

²² 注(6)著,pp.12-13

²³ 注(6)著,p.13

²⁴ 具体的には、街の清掃、ごみの収集、環境衛生の管理、および公共スポーツ施設の建設・管理などが職権範囲に当たる。

単に郷事局の当然執行委員であるだけでなく、新界各区議会に議席を留保されている。そして、1991～92年度立法評議会にも2つの市政評議会と郷事局は職能団体選挙区として認められ、立法評議会に議員を送っている。区議会の職務内容は、区内に居住する、あるいは働く人たちの福祉に影響する種々の問題について、政府に意見を提供することである。

立法評議会の選挙制度は、各地域選挙区での選挙と職能団体選挙区に別れる。各2議席ずつの地域選挙区には港島東、港島西、九龍東、九龍中、九龍西、新界北、新界南、新界東、新界西の9選挙区がある。合計選出議員数は、前述の通り18名である。一方、職能団体選挙区は、商業、工業、金融、勞工、旅行、不動産、建設、社会サービス、医学・衛生、教育、会計、法律、エンジニアリング、建築および関連の専門の各界、2つの市政評議会、郷事局の15選挙区で、勞工界のみ2名を選出する。合計の選出数は21名である。なお、地域選挙区での選挙では、最多得票者が当選となり、全選挙区で選択淘汰投票制が採用され、2議席を選出する選挙区では有権者は2票を投じることができる。本稿第4章で述べるパッテン総督の民主化案はこの選挙制度に関するものである²⁵。

香港の政党政治であるが、香港には政治団体組織法という分野の法律は存在せず、登録はすべて社団か有限公司の資格や名称で行われる。故に各組織は自由に政党や政治団体を名乗ることができ、法的保証は何もされず、野放しとなっているのが現状である。坂井臣之助氏は、この状況について「香港の政党はいわば、カッコつきの「政党」である」²⁶と述べている。香港は英領直轄植民地であるゆえ、住民の政治参加に英国は熱心ではなかった。しかし、1984年に返還の英中合意が成立し、代議政治制度改革が実施され、1991年には、立法評議会の第1回直接選挙（前述の9選挙区による18議席の選挙）が行われることが決定すると、政治団体の登録があいつち、政党による政治活動が活発化し始めた。この状況についての中国政府の反応は基本的には、反共活動に従事せず、かつ香港の独立を主張しない限りにおいては政治団体の設立には容認の立場をとっている。反共や香港の独立に関する団体の活動には、香港特別行政区基本法第23条により、「香港特別行政区には国家反逆、コカ分裂、反乱扇動、中央人民政府転覆および国家機密窃取のいかなる行為も禁止し、外国の政治的組織または団体が香港特別行政区において政治活動を行うことを禁止し、香港特別行政区の政治的組織または団体が外国の政治的組織または団体と関係を樹立するこ

²⁵ 注(6)著,p.14 なお、この選挙方法は前々回に行われた選挙のものでパッテン案に基づいて昨年9月に行われた選挙方法とは異なる。

²⁶ 注(6)著,p.14

とを禁止する法律を自ら制定しなければならない」²⁷と規定されているように返還後には制限を受けることになる。

1994年3月現在では、香港の政治団体は11あり、そのうち、自由党、香港民主同盟、匯点、香港民生協進会、民主建港聯盟が5大政治団体として有名であるが、そのうち香港民主同盟は特に重要である。香港民主同盟は1990年4月8日に設立され、李柱銘氏を主席とし、政策として①民主政治の体現、②香港地区以外の中国地区の政治には原則として不介入、③全面普通選挙制の早期実施、④中国返還後の香港では種族、性別、言語、政治的立場、国籍、社会的身分に関係なく全ての市民に対して、平等な社会的尊重と法律的保証を提供する、の4項目を挙げており、1991年の第1回立法評議会選挙では18議席中、13議席を獲得する圧勝を果たし、パatten総督の民主化案に関連する英中対立にも深く関係している。また、匯点は、1983年1月に設立され、1992年9月13日、政治団体に改組されている。匯点の政策は以下の諸点から成っている。①香港にとどまって改革を行い、民主主義の発展に力を注ぐ。行政長官や各レベル議会の議員は1人1表の直接選挙で選ぶべきである。②「一国二制」、「高度の自治」の前提の下、香港住民は自らの利益と中国全体の利益を結合し、内地（大陸）と香港との連携と意思疎通を強化すべきである。③天安門事件を深く憤り、中国政府の弾圧を厳しく批判する。

なお、香港民主同盟と匯点は1994年10月2日に合併し、民主党に改組されている²⁸。

第3節 香港経済の特徴

香港は世界最大の自由港である。この要因としては、地形、他の貿易拠点との距離が適度であることが挙げられるが、最も重要な要因は、優れた港湾施設の存在と、その効率的運用が挙げられる。第2次大戦から中国共産党政府成立の混乱時において、中国大陸から逃れてきた難民による豊富な労働力、上海等から引き揚げてきた資本力、技術力に自由港およびタックスヘイブンとしての立地条件に加え、西太平洋地域の中心に位置する地理的特性を活用し、貿易為替管理や外貨導入制限をほとんど実施せず、地場産業の育成を図った結果、香港は労働集約型の加工貿易都市へと飛躍を遂げた。中国にとって香港は、いわ

²⁷ 基本法文は、安田信之編、小林昌之、今泉慎也訳『香港・1997年法』記載のものによった。

²⁸ 注(6)著,p.15

ば最大の労働力の供給先である²⁹。

香港において各企業はその自由放任主義政策や地の利を活かし、資本を流入させ、香港を拠点として全世界へ活動の手を伸ばしている。このため、香港経済は完全に輸出主導型である。香港は中継貿易港として発展を遂げており、現在、アジアで最も重要な中継貿易港となっている。とりわけ、対中国貿易においては、国別地域別輸入でアジア圏内からの輸入のうち、約 50%（対中国実績 4021 億 6100 万香港ドル/対アジア圏全体実績 8266 億 8900 万香港ドル）を、国別地域別地場輸出では約 63%（対中国実績 633 億 6700 万香港ドル/対アジア圏全体実績 1049 億 6700 万香港ドル）、再輸出で 65%（対中国実績 2745 億 6100 万香港ドル/対アジア圏全体実績 4186 億 5000 万香港ドル）を対中国貿易で占めている。一方で本国のイギリスとの貿易は輸入で対中国実績の約 20 分の 1（214 億 3800 万香港ドル）、国別地域別地場輸出では約 6 分の 1（107 億 7100 万香港ドル）、再輸出では約 10 分の 1 の実績（245 億 3800 万香港ドル）となっている³⁰。このことからわかるように香港は対中国貿易の重要な中継基地となっている。中国も香港を経済活動の拠点として重視しており、最近の傾向としては、中国と香港の経済一体化が急速に進行していることが特筆できよう。

「一方、香港の製造業もその経済を支える重要な産業となっており、域内総生産に対する貢献度が 22%に達し、雇用数も他の産業に比べ、最も大きいものとなっている。」³¹製造業の中では、1990 年～1993 年第二四半期までで見た工業生産指数（1986 年を 100 とした場合）で、1992 年度で全製造業で 126、衣類 111、繊維 125、紙製品・印刷 235、プラスチック 65、金属製品 104、家電用電気電子部品 127、電気電子製品 205 となっている³²。対米ドル為替レートはここ 10 年間 1 米ドル=7.7～7.8 香港ドルで落ち着いた相場展開となっている³³。

近年の香港の経済発展の原動力になっている要因として次の二点を挙げておきたい。第一は、通貨調整による相対的な香港ドル安のメリットを享受してきたことである。1985 年のプラザ合意以後、米ドルが下落傾向を示したが、それに付随して香港ドルも下落した結果、香港の輸出競争力が維持されることとなった。第二には中英交渉妥結により、香港の中国返還が決定したことから、対外開放政策を進める中国、特に広東省を中心とした華南

²⁹ 中国総覧編集委員会編『中国総覧 1994 年版』p.482

³⁰ 『アジア動向年報'94』pp.196-197 1993 年度データ表 1-3

³¹ 前掲（注 17）著,p.14

³² 前掲(注 30) 著,p.194

³³ 前掲(注 30) 著,p.194

地区と密接な関係を築き上げてきたことである³⁴。これは、香港ドルを米ドルのそうばにペッグさせた、固定的為替レート制がさいようされているため、このレートの維持は、香港政庁の重要な政策課題である³⁵。

近年は、香港の国際性に基づいた通信、金融、観光などの産業が重要となっている。また、1970年代後半からは、地下鉄建設工事や道路整備、ニュータウンの造成といった公共工事が多数実施され、香港の産業都市構造は転換期を迎えた。この構造転換により、香港では、製造業の生産拠点が中国本土に移転し、香港の対中国貿易は、部品や原材料を輸出し、完成品を中国から輸入し、完成輸入品を他地域へ再輸出するというパターンが多くなっている。いわば、「香港は対中国関連のサービスセンターとして機能している」³⁶のである。1984年の共同声明以後、最初の5年間、香港経済は順調な水位を見せ、繊維、玩具を中心とした製造業を基盤として躍進した。しかし、1980年代末になると製造業の労働力が中国本土の広東省に移動したため、香港経済はサービス産業型経済に移行するようになった³⁷。つまり、輸送量、観光収入、銀行業務、保険料収入といった貿易外収入が香港を支えていたが、これらの収入源は香港返還交渉の方向が不透明になり、香港の信頼が揺らぐと大きく落ち込んでいく性質をも持っていることを指摘しておかねばならない³⁸³⁹。ロンドン大学のミッシェル・レディッチ氏は香港返還の英中共同声明の香港－中国、イギリス間貿易の影響について次のように述べている。「共同宣言が変化をもたらすだろうか。これは1997年には正式に終わるを告げる政治的絆に、近年の英国と香港の貿易及び投資の絆がどこまで依存していたかにかかっている。この答を出すのは簡単ではないが、当然すでに共同宣言が考慮に入れられている。(中略)英国は今後中国及び香港において、国際的なライバルと同等の立場で競争するしか道は残されていない。」⁴⁰

³⁴ 前掲 (29)著,p.194

³⁵ 『アジア動向年報'95』 p.197

³⁶ 谷川真理子「1993年の香港～長期化する中英対立」『アジア動向年報'94』 p.186

³⁷ ジェラルド・シーガル著,邸 永漢監修『香港的命運』 pp.88-89

³⁸ 国内総生産(産業別・支出別)の数値を見ると、1989年から1992年度の暫定値で、卸売・小売・ホテル部門で1989年実績で1139億9800万香港ドルだったものが1992年実績で1872億4100万香港ドルに伸びている。また、運輸、倉庫、通信部門でも1989年実績で422億1400万香港ドルが1992年実績で675億9900万香港ドルに成長し、金融・保険・不動産部門では1989年実績が940億3000万香港ドルなのに対し、1992年実績では1682億8900万香港ドルの実績である。注(30)著,p.195

³⁹ ジェラルド・シーガル,前掲(37)著,pp.91-92

⁴⁰ ミッシェル・レディッチ「香港－中国間の経済関係－現在および将来『中国問題に関する香港会議報告書』 p.89

第4節 英中両国の対香港政策

本節では、英中両国にとって香港というのはどのようなものであるのかということについて、両国の対香港政策を分析することで明らかにしてみたい。

イギリスの植民地統治政策は、一般に次の二類型に分けられよう。第一は、カナダ、オーストラリア型であり、一般には内地延長主義と呼ばれているものである。第二はインド、ビルマ型であり、通常、現地中心主義と呼ばれているものである。内地延長主義は、当該植民地にイギリス本国の風俗習慣と制度をそのまま適用させる方式のことである。一方、現地中心主義は、イギリスの利益に反しないことを前提とし、現地の風俗習慣と制度を容認し、温存させるものである。他の列強諸国とイギリスの植民地政策の最大の違いは以下の言葉に表れている。「ポルトガルやスペインは、「大砲と十字架」、イギリスは「大砲と銀行」を真っ先に植民地に持ち込んだ。」⁴¹これは、イギリスが主として経済的利益の収奪を植民地保持のコンセプトに置いていたことを示している。

イギリスによる香港政策を表す言葉として「レッセ・フェール（自由放任主義）」がよく用いられる。香港経営にレッセ・フェールを持ち出したのは、ジョン・ジェームズ・クーパー・スウェイトであると言われている。彼は、セント・アンドルーズ大学で自由主義的なアダム・スミスの経済学を学び、1945年に見習士官として香港にやってきた。時は1945年11月、日本の敗戦からおおよそ3か月目のことであった。彼は、香港にやってくる前は港は閉鎖されているものと思っていたようであるが、実際には、港は既に復興し、海上貿易は繁盛していた。この香港の自主再生機能を目の当たりにしたクーパー・スウェイトは、政庁の経済専門家として不介入政策を指導した。彼の弟子、アルビン・ラブシュカは、「世界のどこにも、これほど税率が低く、政府が控えめで、健全な財政政策、通貨調整が行われているところはない」⁴²と述べている。この政策は、香港の政治状況にマッチした。香港の政治体制は、総督に権力が集中したいわば、権威主義的政治体制である。この体制下では、支配の正当性の問題は、経済発展に伴い、社会的流動化が進み、都市中間層を中心とする新しい政治勢力が成長し、政治参加を要求した時に発生すると一般には言われている。つまり、国家建設、基盤的公共部門の建設、所得再分配など主権国家が取り組まなければならない課題が社会構造の変動を誘発すると言われている。しかし、香港は租借地と割譲地が組み合わされた植民地であり、このうち、租借地である新界の租借協約の期限延長は、

⁴¹ 伊藤 潔『香港クライシス』p.9

⁴² ディック・ウィルソン著,辻田堅次郎訳『香港物語』pp.230-231

中国側が認めておらず、水資源を新界に頼る割譲地は、新界抜きでは存続し得ない。このことは、他のイギリス植民地に共通する自治政府や独立といった独自の植民地政策をイギリスが取り得ないことを意味する。イギリスの香港統治には、常に中国との対外関係が影響するために、植民地省よりも外務省により大きな責任と権限が与えられている。こうした香港の特殊な立場は、香港に国家建設と言った社会構造の変動要因を与えないものとなった⁴³。

こうして繁栄を続ける香港は、イギリス病と言われる昨今のイギリスの経済的停滞にとっては大きな利益の源泉となっていると思われるが、果たして実際にそうなのだろうか。中嶋嶺雄氏は、この点についてイギリスと香港との経済関係の希薄化を指摘し、「イギリスは、早くから香港撤退の戦略を秘めていた」⁴⁴と結論づけている。この撤退戦略は、1981年1月に新国籍法案の発表に表れており、移民の増大に苦しむ状況から在香港中国人のイギリスへの大量移住を閉ざした。

一方、中国の対香港政策は、「繁栄と安定の維持」という言葉で表される。「繁栄と安定の維持」という言葉は1984年の中英共同声明の前文にも明記されているところである。前述の通り、香港は、中国にとっては最大の雇用先であり、外国資本の供給源である。「香港は中国にとって金の卵を産むニワトリだ」という言葉はあまりにも有名である。しかし、この言葉が本当にその通りであるかどうかは意見が分かれるところである。1967年の香港暴動の時期、中国では文化大革命の真っただ中であり、社会は完全な閉鎖社会であった。このときの中国の香港における外貨獲得高は、全外貨獲得高の50%にもものぼっていた。その額は、貿易外収支を含め、1964年に4億3800万米ドル、1965年には5億2600万米ドルにのぼった。そして、香港暴動の時期には6~8億ドルと言われていた。当時の中立右派系の『明報』は、「中共は香港から年間6億米ドルを稼いでいる。これは、中共がカナダやオーストラリアから小麦を輸入している額に等しいが、中共は香港という"不毛の土地"でそれほどの収穫を挙げている。だから、中共は香港を回収できないのだ」⁴⁵と論じる一方、中国系の『香港夜報』は、6億ドルは大陸人民が年1人あたり1ドル節約すれば済む金額である⁴⁶として反論した。マサチューセッツ工科大学のルシアン・パイ教授は論文の中で以下のように述べている。「香港が中国に回収されれば、中国は、その外貨収入の30%から40%

⁴³ 前掲注(6)著,pp.30-31

⁴⁴ 中嶋,前掲(注7)著,p.68

⁴⁵ 中嶋,前掲(注7)著,p.51

⁴⁶ 中嶋,前掲(注7)著,p.51

を失うだろうと含意した結論はナンセンスである。」⁴⁷これは、単に経済的理由だけをもって、中国にとっての香港の有用性を論ずるのは誤りであることを示している。では、中国にとっての香港の有用性とは何かという問題に突き当たるが、それは、香港の再輸出先国を見ると明らかになってくる。中国対香港の貿易は、中国による一方的な片貿易であると言えるが、その1983年実績での再輸出高562億9400万香港ドルのうち、シェアは中国22%、アメリカ14%、インドネシア7%、シンガポール8%、日本6%、台湾6%、韓国4%、フィリピン3%、マカオ3%となっており、当時国交がなかった韓国や国交断絶状態のインドネシアとの交易が香港を通じて行われていたことを示しており、中国にとって香港は、政経不可分を原則とする中国の政経分離的裏道としての有用性が高かったものと思われる。また、香港は、年間15万個以上のコンテナ貨物処理能力を有している点で、シャン愛や大連をはるかに凌ぐ港であること、整備されたインフラや技術水準の高さ、経営上のノウハウや情報収集基地としても高い有用性を誇っていたと言える⁴⁸。

イギリスの香港領有に対する中国の立場は、領有の根拠となる三条約の不平等性を指摘し、その法的効力を否定する立場で一貫しているが、現在の共産党政府はこの現状をいわば、黙認した状態で機が熟した時に回収を図るとする政策を採っている。ディック・ウィルソン氏は著作の中で、「共産党は貿易のため、そして東南アジアの華僑に対する政治工作の拠点として香港を必要としている」⁴⁹と述べている。これは国共内戦において、共産党の勝利が確実になった時の状況について述べられたものであるが、筆者は、当時、毛沢東が香港回収を図らなかったのは、中国国内が未だ安定的状況ではない中で外貨をもたらす香港の存在は特に重要であり、香港に内線における政治不安が波及すると、貿易に不都合が生じるため、イギリスの統治を黙認する政策を採ったものと推測する。更に中ソ関係が悪化すると今度は、香港は対ソ戦略の一環として西側諸国との窓口を広げる必要が出てきたため、イギリスによる支配を継続させておいた方が好都合であったためにリスクを冒してまで香港回収を図る必要が無く、この黙認政策が採られたものと推測する。

中国の対香港戦略は、次の2つのコンセプトから成り立っている。第一は、香港の回収は中国本土と台湾を統一するための第一段階と位置付け、中台統一政策の一環として行わ

⁴⁷ 中嶋,前掲(注7)著,p.52 この論文のタイトルは「香港の国際的位置」"The International Position of Hong Kong"と題されており、"The China Quarterly",No.95,Sep.1983 より中嶋氏が引用したものである。

⁴⁸ 中嶋,前掲(注7)著,pp.55-57

⁴⁹ ディック・ウィルソン著,辻田堅次郎訳,前掲(注42)著,p.261

れている。第二には香港返還のための諸措置は、中国経済にとって香港の利用価値が維持されるべきであるということである⁵⁰。台湾は、30年以上中国による再統一を免れていたが、鄧小平は中台統一を熱望していた。台湾の人々に中華人民共和国の生活程度や自治に意味があることを納得させるためには、どうしても実績が必要であり、香港はその実績を作るのうってつけの素材である。台湾では、1980年代初頭より国民党による政治権力独占が打破され、中国への帰属意識が極めて薄弱な土着の台湾人を指導者とする政党の台頭が顕著である。この事は中国にとって、香港における自治の実現がより切迫した課題である事を示している。1984年の香港に関する中英共同声明では、3項の(2)後半において、「外交、国防問題を中央人民政府が管理することを覗き、香港特別行政区は高度の自治権を有する」⁵¹と規定されている。ここでいう「高度の自治権」にいう「自治」とは2種類の意味を含んでいる。第一には経済的自治のことであり、第二には、香港の人々の自由主義思想の本土への流入阻止である。この点について、上村幸治氏は次のように述べている。「中央が香港の資本主義制度を変えることはない。だから、香港も内地で行っている社会主義制度に口を出してはならない。」⁵²この中国の思惑を実現するための返還後の香港の支配方法として考え出されたものが「一国二制度」という概念である。これは、中華人民共和国の内部に社会主義と資本主義とが併存することを正当化したもので、1982年の新憲法制定時にその第31条に「特別行政区」の存在を認めることを規定した。しかし、この一国両制の概念は互いに矛盾する制度を一つにまとめたものである以上、香港に残される資本主義が中国にメリットをもたらさないと判断されれば、この制度は骨抜きにされかねない。この点について、石田収氏は次のように述べている。「資本主義を香港に残しても、共産党字体には政治的にはプラスはほとんどありえないので、今後は政治と経済を分離し、それぞれのプラスマイナスを比較し、マイナスが顕著になれば、一国家に制度は骨抜きになる。」⁵³

⁵⁰ 安田,小林,今泉,前掲(注27)著,p.44

⁵¹ 『国際条約集 1994年版』 p.45

⁵² 上村幸治「香港基本法で何がはじまったのか」『エコノミスト』68巻18号,p.63

⁵³ 石田収『香港社会事情』pp.183-185

第3章 香港返還交渉

第1節 1982年交渉開始以前の状況

1842年の「南京条約」に始まるイギリスの香港領有が進行する間、中国では香港の中国からの分離に不満を持つ人々により、排英運動の機運が高まっていたが、衰退著しい清朝政府の下では、排英の動きは全国規模のものには発展しなかった。1912年の辛亥革命により巻き起こった反帝国主義運動をバックに中国は、1919年のパリ講和会議において、「外国の租借地がすべて中国の軍事的要衝に位置しており、管轄権の行使により、租借地が中国内にある国家のようになっている事は中国領土への完全な脅威である」⁵⁴ことを理由として「新界」を含めた租借地の返還を列強諸国に要求した。しかし、この要求は欧米列強諸国により悉く無視され、この外交上の失敗が「民族自決主義」「反帝国主義」のムードを一気に盛り上げた。次いで、1921年のワシントン会議では中国は、日本との間の山東半島問題を、フランスとの間の広州湾租借地返還問題の解決を見たが、香港返還問題については、威海衛の返還についてイギリスと合意をみただけで「新界」租借地の問題についてはまったく進展を見ることはなかった。このことは英中両国にとって「新界」が最重要地域であることを認識させる結果となる⁵⁵。

日本の海外膨張が進行し、イギリスが有する中国の権益に日本の勢力が迫ると、イギリスは日本との衝突を回避する方向で対応した。太平洋戦争が開始され、日本軍の勢力が香港に迫ると、当初は香港防衛に悲観的な見方を示していたチャーチル首相ではあったが、実際に日本の攻撃が香港に及ぶに連れ、徹底抗戦の姿勢に転じた⁵⁶。この時、日本軍は香港をヨーロッパの一部として取り扱ったために香港を攻撃目標に加えた。ジェラルド・シーガル氏は、日本軍の香港攻撃について「中国本土とは同じ攻撃目標としても日本軍にとっては、その意味は違っていた」⁵⁷と指摘する。香港は1941年12月25日に陥落し、日本具んいよる支配がはじまった。本稿では、日本軍による香港支配の状況についての詳細は述べないが、この分野の研究を扱った文献として、關禮雄『日本占領下の香港』（お茶の水書房,1995年）、謝英光著、森幹夫訳『日本軍は香港で何をしたか』（社会評論社,1993年）、高木健一ほか『香港軍票と戦後補償』（明石書店,1993年）などがある。

選挙区の悪化に伴い中国軍の士気が低下すると、英米両国はこれを防ぐために、それま

⁵⁴ 中園和仁『香港をめぐる英中関係』p.9

⁵⁵ 中園,前掲(注54)著,p.10

⁵⁶ 中園,前掲(注54)著,p.11

⁵⁷ ジェラルド・シーガル,前掲(37)著,p.37

での対中国の不平等条約を撤廃して、領事裁判権の撤廃や上海・厦門租界の返還等を骨子とする新条約の締結に動き出し、中国の士気低下を防ぎ、対日戦局の打開を模索していた。イギリス対中国の不平等条約改正は、特に 1898 年の新界租借協約の破棄が問題となり、イギリスは、あくまで新条約は治外法権の撤廃問題に限定し、新界租借地問題とは関連させないとの姿勢を崩さず、英中是对立した。このとき、極東局のアシュリー・クラークは、その覚書の中で①中国提案を受け入れ、新界租借地問題についても交渉する。②中国提案はあくまで拒否する。③問題の解決の先延ばしを図る、との 3 つの選択肢を示した⁵⁸。中国側もこれ以上、新界問題に固執することは、不平等条約撤廃を遅らせる結果となり、そうするわけにはいかないとの読みから態度を軟化させた。しかし、中国国内では何らかの形で新界問題の交渉を再開することを希望し、条約調印と同時にイギリスに中国が新界を回収する照会を提出したが、「大国としての地位を保証されるはずの不平等条約撤廃交渉で新界租借地の問題がそのまま残ったことは、逆に一層際立った形で中国の無力さを証明する結果となった」⁵⁹と中園和仁氏は分析している。一方、イギリス側にとっても新界問題は絶対に譲れない問題であり、両国の溝は深まるばかりであった。

第二次世界大戦が終結すると、中国国内では、共産党と国民党との間で内戦が勃発し、その対香港政策は大きく転換した。1945 年 8 月 14 日に日本がポツダム宣言を受諾し、無条件降伏が決定すると、香港においては英中のどちらかが日本の降伏を受け入れる権利を有するかという問題で英中が激しく対立した。当時、蒋介石は軍事力を用いて日本軍から新界を接收することを考えていたが、イギリスは、国民党が香港を占領することは許されないとの姿勢を崩していなかった。そして、アメリカに働きかけ、イギリス軍管理の下に香港の日本軍の受降を行うように画策した。当時、アメリカではルーズベルト大統領の後を受け、トルーマン大統領が政権の座についていた。トルーマン大統領は蒋介石に幻滅していたことから、イギリス側にとってはこのアメリカの政権交代は非常にラッキーなことであった⁶⁰。トルーマン大統領は、イギリス軍主導による日本軍の受降を容認した。一方、蒋介石は中国の保有する受降権をイギリス軍に委任するという方式を提案し、事態の収束を図ったが、イギリスはこれを拒否した。この時期の国民党政権は香港の奪還に軍事力の投入も辞さないという姿勢を見せ、非常に焦りを感じていたことがわかる。日本の受降の

⁵⁸ 中園,前掲(注 54)著,p.15

⁵⁹ 中園,前掲(注 54)著,p.18

⁶⁰ ディック・ウィルソン著,辻田堅次郎訳,前掲(注 42)著,p.260

後、イギリスは海軍を香港に急派し、その支配権を確立した。

中国国内で国民党と共産党との内戦が勃発すると、イギリス政府は中立の態度を表明し、公然と国民党を支持したアメリカとは立場を異にした。中国共産党の香港代表である喬冠華氏は、このイギリスの中立や共産党に対する寛容な姿勢を評価し、共産党支配の中国は武力をもって香港の奪還を図る考えないことを表明した。一方、蒋介石は、共産党工作員の肅清を目的として当時のアトリー首相に香港返還を要求したが、むろんイギリスの関知するところではなかった。ディック・ウィルソン氏はこのイギリスの中立政策について、香港を中国に返還した場合、援軍を送ると表明したのは同盟国の中ではニュージーランドだけであり、結局、イギリスだけでは軍事的に香港を防衛することは不可能であるとの結論に達し、共産党を弾圧することは適当でないと判断したためだと分析している⁶¹。内戦で共産党の優勢が確実なものになると、イギリスは毛沢東率いる共産党が香港返還について、新界の返還のみならずその話し合いすらイギリスには要求してこなかった点を評価し、「共産党は貿易のため、そして東南アジアの華僑に対する政治工作の拠点として香港を必要としている」⁶²と判断した。その後、アメリカから香港を国際的な自由港にする旨の提案があったものの、イギリスはこれを拒否した。これは、中国が共同統治に同意するか疑わしかったこととソ連の太平洋艦隊が香港の施設を利用することを恐れたためとディック・ウィルソン氏は同時に分析している⁶³。内戦に共産党が勝利し、中華人民共和国が成立すると共産党政権は香港の返還を国民党のように声高に叫ぶことはしなくなった。しかし、人々は革命の波に飲み込まれることを恐れていた。朝鮮戦争が勃発すると毛沢東の共産党中国は香港に対応している余裕がなくなり、中港関係は経済を中心に発展し始めた。国連の対中禁輸措置をもものともしない香港の中国承認物資の供給依存を行う態勢が出来上がった。戦争で香港に逃げ出した人々が中国から食料品を輸入して食べたことから、香港の対ちゅう貿易は入超となり、中国には香港ドルが多く流入することとなった。中国共産党首脳も資本主義香港の現状維持を図ることでより一層の経済的利益を香港から得ようとしていたのである。

1955年、時の周恩来首相は時の香港総督グランサムの北京訪問に際して、「中国は英国の存在を受け入れ、それを転覆しない。香港は歴史が残した問題であり、時間をかけて解決

⁶¹ ディック・ウィルソン著、辻田堅次郎訳、前掲(注 42)著、p.261

⁶² ディック・ウィルソン著、辻田堅次郎訳、前掲(注 42)著、p.261

⁶³ ディック・ウィルソン著、辻田堅次郎訳、前掲(注 42)著、p.261

する英国が秩序を維持し、香港が自治政体あるいは国民党の基地となることを許さないの
であれば、中国は現状を受け入れる」⁶⁴としたメッセージを送った。これは、長らく英中の
香港についての基本的了解事項となり、その後、ソ連の香港進出をイギリスが認めないと
する条項が付加され、1990年代まで維持されることとなる。

第2節 1982年～1984年返還交渉

共産党政権に変わった中国の香港に対する姿勢は、「新界」の返還を声高に叫ぶことはし
ないというものであったことは前節で述べた。しかし、同時に中国はイギリスの香港領有
を根拠づける3条約を不平等条約としてその有効性を認めることもなく、対外的には初版
の事情により当分の間、香港の現状を黙認するとの姿勢を採っていた。故に新界の租借期
限が切れる1997年7月1日以降については、中国は当然にその回収に乗り出す構えであっ
た。1979年に歴代香港総督の中で初めて中国を訪問したマーレイ・マクローズは、新界の
租借期限切れに伴う商工業用の不動産賃貸契約問題を解決するため、鄧小平氏に香港の将
来についての中国の意向を打診した。鄧小平氏は「香港の投資家は安心しなさい」⁶⁵との有
名な発言を行ったので、香港では希望的観測が広がったが、イギリスは返還交渉を想定し
て、新国籍法を1981年に公布し、1982年には区議会の選挙を断行した。この2つの政策
は、香港からのイギリスの撤退準備という意味合いと香港人民に選挙意識を植え付け、「民
主化」の種を蒔いたという意義を持っている。

1982年、イギリスはフォークランド紛争でアルゼンチンに勝利し、時のサッチャー首相
は、「鉄の女」の異名を欲しいままにし、往年の大英帝国の栄光を世界に思い出させるよう
な勢いの中、こと香港問題においては、サッチャー前首相は、この勝利はマイナスになる
と述べている⁶⁶。

サッチャー前首相の自伝によれば、「中国の指導者はフォークランドが香港政策の前例と
ならない確認を求めてきた」⁶⁷とある。1982年4月に中国は新憲法草案を発表し、その第
31条で行政特別区の規定が置かれた。これは台湾の再統一をにらんで作られた規定と言わ
れるが、香港にも適用可能な条文である。むしろ、香港は台湾統一を睨んだテストケース
であるとみる学者が多い。サッチャー首相（当時）は、1982年9月22日、東京から北京

⁶⁴ ディック・ウィルソン著、辻田堅次郎訳、前掲(注42)著、p.263

⁶⁵ ジェラルド・シーガル、前掲(37)著、p.60

⁶⁶ Margaret Thatcher 著、石塚昌彦訳『サッチャー回顧録（上）』p.325

⁶⁷ Margaret Thatcher 著、前掲（注66）著、p.325

入りした。サッチャー氏の自伝によればこの時のイギリスの姿勢は、「香港島自体はイギリスの領土だが、香港の残りの部分と同様、水や他の生活物資に関しては、大陸に依存していた。中国は、イギリスが香港島を取得した 1842 年に調印された南京条約を認めることを拒否していた。そのため、私の交渉の姿勢は、香港の領土の少なくとも一部はイギリスの主権下にあるとする主張に基づいていたが、香港の将来の繁栄と安全を確保する方法として、最終的にはこれに頼ることはできないことを知っていた。我々の交渉の目的は、香港島の主権と引き換えに将来かなりの期間、香港全体を引き続きイギリス政府が管理することを求める」⁶⁸というものであった。これは、香港のイギリス人にとっては主権を有するかどうかというのはあまり問題ではなく、中国のいわばお情けで香港を統治してこられたということを知っていたから採った姿勢であるともいえる。北京でサッチャー首相は「香港の安定と繁栄を維持するという共通の目標をもって」⁶⁹交渉を開始することに合意した。

第 1 回の予備会談は 10 月に北京で開催され、まず交渉手順についての話し合いがもたれた。交渉についての詳しい経過は本論では述べないが、当初は、イギリス側は南京条約と新界租借協約は有効との姿勢を崩さず、中国側はこれらを不平等条約としてその廃棄をあくまで主張していた。しかし、イギリスは中国と渡り合う材料を持たず、苦しい立場に追い込まれた。「イギリスの切り札は、中国が期待している利益を香港から得られるよう、如何をスムーズに実施できる当事国と言えればイギリスをおいてたには無いという事実だけであった。イギリスが最初から統治権で譲歩してしまえば、話し合いは単に技術的な問題をめぐっての協議で終わってしまうのは明らかだった。イギリスが譲歩しなければ、租借権の延長を求めていると中国に思われかねない。一方、統治権という原則が認められなければ、真剣な話し合いを行わないという中国側の態度は一種の賭けだった。イギリスは中国に手の内を公開させることもできたが、そうすれば損をするのは香港の住民だけだった。時節に固執してもイギリスには得る物がほとんど無かったのである。」⁷⁰こうした事情から交渉が暗礁に乗り上げるとサッチャー首相（当時）は個人的に介入し、中国の統治権受け入れを決めるなどイギリスは譲歩に譲歩を重ねた。第二段階の話し合いでは、イギリスはマカオ問題を持ち出した。マカオ（澳門）はポルトガルが 1557 年に居留権を獲得し、1887 年の「澳門割譲に関する葡清条約」の締結により、ポルトガル領となった植民地である。

⁶⁸ Margaret Thatcher 著,前掲(注 66) 著,p.326

⁶⁹ ディック・ウィルソン著,辻田堅次郎訳,前掲(注 42)著,p.278

⁷⁰ ジェラルド・シーガル,前掲(37)著,pp.61-65

割譲されたはずの澳門が返還に至った理由は、「中国政府が香港と同様に帝国主義列強と結ばれた不平等条約を認めないとする姿勢と澳門の領有権をめぐる中国と一戦交えても勝ち目はなく、戦争に訴える利益も無いとポルトガルが判断したためだ」⁷¹と伊藤潔氏は分析している。1975年、ポルトガルに社会主義政権が成立した。このころ、文化大革命のあおりはマカオにも飛び火し、暴動が頻発し、マカオ政庁の指導力は急速に衰え、マカオ政庁は中国当局の協力でなんとか治安維持を保った。これ以後、ポルトガル政府はマカオ領有の意志を失い、ポルトガル政府は中国にマカオの返還を申し出た。ところが、中国政府はこれを時期尚早として断り、マカオに対する中国の主権は認めたものの、統治権は依然としてポルトガルにあるということを決めた⁷²。この主権統治権分離論がいわゆる「マカオ方式」と呼ばれるもので、イギリスは香港問題においてもこの「マカオ方式」の導入を提案した。サッチャー首相も自伝で前述の通り、その導入を示唆している。しかし、中国側はこの提案を無視した。

次に、イギリスは「三脚椅子」理論を持ち出した。これは、イギリス、香港、中国の三者の関係を端的に言い表したもので、「もし、香港という脚が無くなれば、椅子は構造的に不安定になってしまう」と説き、香港は中国とイギリスのバランス関係が釣り合っているからこそ安定しているとする理論である。しかし、この考え方には問題があり、ジェラルド・シーガル氏はその問題点を「もし、香港という脚を尊重し過ぎると、そこには植民地の中に民主主義的な制度を確立する必要がある、これは、今まで一度も真剣に検討されたことのない問題である」⁷³と指摘する。中国側は、「統治権を握るのは中国政府であり、イギリスが話し合いの議題を権限の委譲方法に絞るのが最良の方法である」⁷⁴との声明を矢継ぎ早に発表した。イギリスには中国に対抗できる材料がそろわず、香港の現実を中国側に理解させようとする戦術を採るにとどまり、苦戦は必至の情勢であった。このようにイギリスは何かの形でイギリス型行政の香港での継続に固執したため、イギリスは自ら窮地に立たされたのである。「マカオ方式」と「三脚椅子理論」、これらはいずれも交渉第二期の1983年7月から10月にかけての展開である。

1983年10月、イギリスは中国の基本的要求に屈した状況で、第三段階の交渉が展開された。それに先駆けて、8月にサッチャー首相は趙紫陽首相に親書を送り、1997年以降、

⁷¹ 伊藤潔,前掲(注41)著,p.6

⁷² 伊藤潔,前掲(注41)著,pp.6-7

⁷³ ジェラルド・シーガル,前掲(37)著,pp.66-67

⁷⁴ ジェラルド・シーガル,前掲(37)著,pp.67-68

イギリスは香港の行政に関わることは無いとのメッセージを伝えた⁷⁵。これにより、中国は方針を転換し、イギリスに対して友好的な姿勢を見せ始めた。同時に返還後香港の憲法とも言うべき香港基本法についての策定がはじまり、現状の50年間維持の方向が打ち出されたのもこのころである。中国は交渉期限を1984年12月内としていた。交渉のペースは早まり、合同連絡委員会の設置と2000年までの合同連絡委員会の存続、国籍の問題等の解決を経て2年半、22回の交渉の末、1984年9月26日、英中合意文書が仮調印された。この文書は、共同宣言という形式であるが、イギリス側は法的拘束力のある条約を望み、これが策定中の基本法に組み込まれることを希望したが、中国側は共同宣言方式を望んだ。ここで合同連絡委員会であるが、これは中国側から設置の打診があったもので、イギリスが香港の準備金を使い果たす場合に備え、通貨供給の監視を目的として作られた。

こうして、交渉はイギリス側に不利な状況で進んでいったことがわかるが、これは、イギリス側がサッチャー訪中以来、何ら外交戦略を持ち得ずに交渉に臨んでしまったことに由来する。交渉の経過をたどると、当初、イギリスは返還自体を渋り、それが無理とわかると香港三地域のうち、割譲部である香港島と九龍市街地の領有権を主張し、次いで主権統治権分離論（マカオ方式）を提唱し、最後に三脚椅子理論を持ち出す、といった具合に段階的な後退を示している。もし、イギリスが最初から一括返還を提唱していたとすれば、マカオ返還交渉時のように、中国側は対応に苦慮したことであろう。中国の思惑は、香港についての主権は回収しても実態は外国同様に維持してこそ価値があるものと判断しており、今回のイギリスの段階的な後退は革命国家としての中国のメンツを保たせ、中国にとって絶好の返還形態を作り出すことに寄与したことになる。

第3節 英中共同声明とその問題点

合意文書は1984年9月26日に北京でイギリス側代表としてリチャード・エバンス氏が、中国側代表として周南外務次官が合意文書に仮調印した。その後、イギリス側は、「香港の将来に関する英連邦政府・中国政府間合意書」と題した公式報告書を発行したが、中国側は新華社発表の正式な英文版による英中合意書を「中英共同宣言」と呼んでいた。1984年

⁷⁵ Margaret Thatcher 著,石塚昌彦訳『サッチャー回顧録（下）』p.55によれば、この書簡の内容は以下の通りであった。「香港の将来の繁栄と安定を保証し、イギリス議会、香港住民、そして中国政府に受け入れることのできる行政制度に関する合意がイギリス、中国両国の政府の間で達成されるのならば、私は、香港全体に関わる主権を中国に返還することを議会に勧告する用意がある。」

12月19日、サッチャー首相はイギリスから調印式に出席し、中国側からは趙紫陽首相が出席した。合意文書は前文と8条からなり、附属文書が3つと英国側、中国側からの覚書がそれぞれ交わされている。

合意文書の内容は、第1項では、「中華人民共和国政府は、香港地区（香港島、九龍、「新界」を含む、以下香港という）を回収することは中国人民共通の願いであり、中華人民共和国政府は一九九七年七月一日に香港に対する主権行使を回復することを決定した事を声明する」とうたわれており、第2項では、「連合王国政府は、連合王国政府が一九九七年七月一日に香港を中国に返還することを声明する」⁷⁶と記されている。ここからわかることは、香港の存立のためには香港島と九龍市街地だけを切り離すことは実質的に不可能である事を英中両国が認めているという事である。第1項の「回収」という言葉は、英文では"reccover"、中文では「収回」と記され、「主権の行使を回復」という文言については、それぞれ"resuming the exercise of sovereignty"、中文では「復行使主権」となっている。いずれも中国にとっては、不平等条約に基づく植民地的状況の修復、もしくは旧状の回復を意味し、第2項の「返還」は英文では"return"ではなく、"restore"であり、中文では「交還」となっていることからわかるように今回の返還は、中国への回帰ではなく、旧状に還ることを意味している⁷⁷。第3項では、中国政府の返還後香港への基本方針が12項目にわたり列挙されており、本合意文書の中核をなす部分である。以下、第三項列挙の12項目を挙げる⁷⁸。

3 中華人民共和国政府は香港に対する中華人民共和国の基本方針政策が次の通りであることを声明する。

(1) 国家の統一と領土保全を守り、また香港の歴史と現状を考慮し、中華人民共和国は香港に対する主権行使回復に当たり、中華人民共和国憲法第31条の規定に基づいて、香港特別行政区を設置することを決定した。

(2) 香港特別行政区は、中華人民共和国中央人民政府の直轄とする。外交、国防問題を中央人民政府が管理する事を除き、香港特別行政区は高度の自治権を有する。

(3) 香港特別行政区は行政権、立法権、独立した司法権、終審裁判権（英文：「終審裁判

⁷⁶ 各項とも声明本文は『国際条約集'94』p.45を参考にした。

⁷⁷ 中嶋,前掲(注7)著,pp.72-73

⁷⁸ 声明本文は『国際条約集'94』p.45を参考にした。

権を含む独立した司法権)を共有する。現行の法律は基本的には不変である。

(4) 香港特別行政区政府は現地住民によって構成する。(略) 主な政府職員は行政長官が指名し、中央人民政府が任命する。香港各政府部門でそれまで勤務していた内外籍の公務員、警察職員は職を維持できる。香港特別行政区の各政府部門は英国籍及びその他の外国籍の物を顧問またはある種の公職に招聘することができる。

(5) 香港の現行の社会・経済制度は不変である。生活様式も不変である。香港特別行政区は法律に基づいて、人身、言論、出版、集会、結社、旅行、移転、通信、罷業、職業選択、学術研究、宗教信仰などの諸権利と自由を保障する。私有財産、企業所有権、相続権、外国の投資は等しく法律の反故を受ける。

(6) 香港特別行政区は、自由港、独立の関税地域の地位を維持する。

(7) 香港特別行政区は国際金融センターとしての地位を保ち、引き続き外貨、金、証券、先物取引などの市場を開放し、資金の出入も自由である。香港ドルは引き続き流通し、自由に兌換できる。

(8) 香港特別行政区は財政の独立を保持する。中央人民政府は香港特別行政区から税を徴収しない。

(9) 香港特別行政区は連合王国及びその他の国との互恵的経済関係を樹立することができる。連合王国及びその他の国の香港における経済利益は配慮される。

(10) 香港特別行政区は「中国香港」の名で独自に各国、各地域及び関連国際機関と経済・分化関係を維持、発展させると共に、関連の協定を締結することができる。香港特別行政区政府は香港出入の旅行証明書を独自に発給できる。

(11) 香港特別行政区の社会治安は香港特別行政区が責任をもって維持する。

(12) 中華人民共和国の香港に対する前述の基本方針政策及び前述の方針政策に関する附属文書 I の具体的詳細については、中華人民共和国の全国人民代表大会が中華人民共和国香港特別行政区基本法により規定し、50 年間これを変えない。

以上、12 項目の原則を簡潔に言い表した言葉として「收回主権、設立特区、港人治港、制度不変、保持繁榮」⁷⁹がある。いわゆる「20 字方針」である。伊藤潔氏によれば、この 12 の原則は、中国政府が香港返還の交渉過程でイギリスの主張する「主権統治権分離論」を退け、返還後に不安を抱き、祖国復帰に動揺をきたした香港住民の信頼を得るために国

⁷⁹ 伊藤潔,前掲(注 41) 著,p.23

際条約の効力を持つ外交文書の形式にしたもので、当時の中国共産党総書記の胡耀邦氏と趙紫陽国務院総理の交渉により実現したとはいえ、鄧小平氏の強い意向と指導力の賜物であると言える。しかし、この合意文書の問題点は、その解釈において見解に香港住民と中国政府との間で相違が現れていることである。つまり、3項の(12)の「50年」や維持されるべき「現状」において、香港住民は「資本主義制度の現状」⁸⁰と捉え、資本主義か民主主義に基づいて市民の政治的な権利の獲得を目指しているのに対して、中国政府は広く、「英中合意文書」発行時の1985年5月27日の現状と捉える見解がある。つまり、この解釈は、当時の香港住民の政治参加がほとんど閉ざされた「現状」を維持し、返還後の香港住民の政治参加をなるべく制限しようとするものである。この見解の相違は、香港住民に一抹の不安を与えることになるのは当然と言えよう。『サッチャー回顧録』によると、サッチャー前首相は、この共同声明の正式調印のため北京を訪れ、鄧小平氏との会談の再、1997年以降50年間の現状維持を設定した「50年」という期間の根拠を尋ねたところ、鄧小平氏は「中国はその時まで先進諸国の経済水準に近づきたいと望んでいるからだ」⁸¹と答えたという。これについて、サッチャー氏は「もし、中国が自らを発展させたいのなら、この期間はずっと外の世界に開かれていなければならない。香港の安定と繁栄の維持は、経済を近代化しようとする中国の利益に合致するものだった。このことは、五十年のうちに中国が資本主義国になることを意味するものではなかった。(中略)もし、台湾と香港が資本主義を実践しても、中国のほとんどを支配する社会主義志向に影響を与えないだろう。むしろ、いくつかの小さな地域で資本主義が行われることは、社会主義の助けとなるだろう。(中略)彼の分析は、説得性には欠けるとしても、基本的には安心できるものだということがわかった。「安心できる」というのは、中国は自国の利益のために香港を反映させておくつもりであることを示していたからだ」と述べる一方、「彼の分析には、まったく別の理由で説得力がなかった。自由経済システムの利益をその基盤となる自由な政治制度がなくとも手にすることができるという中国人の信念は、長期的には誤りである」⁸²と述べ、「一国家二制度」概念の問題点をズバリと指摘している。

その他合意文書の4条以下の内容を要約すると次の通りとなる。第4項では、この共同声明発行の1985年5月27日から1997年6月30日までのいわゆる「過渡期」の間中は、

⁸⁰ 伊藤潔,前掲(注41)著,p.23

⁸¹ Margaret Thatcher 著,石塚昌彦訳,(注75)著,p.61

⁸² Margaret Thatcher 著,石塚昌彦訳,(注75)著,p.61

イギリス政府に香港の行政責任を認めた文言で、条文後段で「香港の経済繁栄と社会の安全を守り、維持する事」に中国政府が協力する旨定められている。第5項では、政権のスムーズな移行を図るため、英中合同連絡グループを設立するもので、その職務内容は附属文書Ⅱに定められているところである。第6項は、香港の土地契約に関して 附属文書Ⅲに基づいて処理する旨定められている。第8項は合意文書の発効要件に関する文言で、相互に批准書を交換した日から発効することとなっており、批准期限は1985年6月30日までと定められた。

この合意書について、ジェラルド・シーガル氏は次のように評価している。「合意書と付帯条項の内容は香港の信頼性を傷つけまいとする努力のあとがありありと窺えるが、これは可能な限り中国の干渉を少なくしようと務めたイギリスの力に負うところが大きかった。しかし、どんな文言も補償できない事を保証するものではない事も明らかだった。信頼とは心の状態であるが、一方で政治的自由と言うのは何世紀かを擁して発達してきた市民社会の成果である。人民解放軍が香港に駐留してもしなくても、それは大した問題ではなかった。人民解放軍の駐留を安定の象徴と受け取ることが出来なければ、危険な徴候の証拠と受け取るわけにもいかない。いずれにせよ、合意文書の文言が試練を受ける舞台は整ったのである。」⁸³また、呉進義氏の言葉を借りれば、「中英共同声明において中国側の政策目標は香港の経済的機能に置いていることがはっきり示されている。共同声明の第6,7,8,9各項にわたって香港の現在持っている経済上の機能、つまり自由港、国際金融センターなどの機能を如何に持続させ、それを中国の近代化に役立たせ経済を発展させるか、という意思決定が明示されている。政治的規定はこの経済的規定を実現するために編み出されたものと見る事ができよう。つまり、現在の香港の経済機能を発展させるには、現在の香港の政治的、社会的条件を付与させ、持続させることが必要となる。これが現状維持という概念の中身である。これは、とりもなおさず、資本主義であり、植民地体制である。しかし、この限りにおいて経済と政治および社会的諸要素の整合性が保たれる。だが、主権が中国に移行された点からすれば、もし、中国が同じく資本主義社会ならば、政治と経済的要素の整合性は損なわれなくて済むが、現在の中国は社会主義であるため、主権の側面からしてその整合性は失われ、矛盾が存在する。これを克服するために考え出されたのが、「1つの国家2つの制度」⁸⁴である。この「一国二制度」の概念の問題点については度々論

⁸³ ジェラルド・シーガル,前掲(37)著,p.81

⁸⁴ 呉進義「香港返還問題における政治と経済—その矛盾と整合性」『富士大学紀要』第18

じているところであるので、ここでは触れないこととしたい。

第4節 香港基本法とその問題点

香港基本法は正式名称を「香港特別行政区基本法」という。1990年4月4日に公布され、1997年7月1日から施行される。返還後の香港に行政特別区制度が導入されることは既に述べた。基本法は、言わば返還後の香港の憲法たる役割を持ち、1985年4月10日より全人代（全国人民代表大会）が起草作業に当たった。この法律は1984年の英中声明第13条の「12原則」を具体化したもので、競うは全人代に設置された「香港特別行政区基本法起草委員会（委員59名）」によって行われた。委員の構成は、中国政府の指名により中国側36名、香港側23名の委員が選出された。顔ぶれは、中国側からは法律家や香港・澳門事務の担当者、新華社の幹部など「改革・開放政策」の支持者であり、香港側の委員も保守主義者が多く、主任委員には中国國務委員兼國務院香港・マカオ弁公室主任である姬鵬飛氏が紀要されるなど、中国政府の主導権の下に草案の起草が行われた。

起草委員会の全体会は1985年7月から1990年2月までの間に合計9回招集され、各分科会は80回あまり開催された。中国政府は委員会とは別に香港住民の意見を基本法に繁栄させるためとして「香港基本法諮問委員会」を設置し、香港各界の180名を委員に指名した。1988年4月、起草委員会は10章172箇条と3つの付属文書から成る『中華人民共和国香港特別行政区基本法徵求意見稿』をまとめ、香港で無料配布した。1989年2月には、この第一次案に住民からの意見も参考にした第二次草案をまとめ、9章159条に圧縮し、第一次草案の付属文書3点の整理、追加を行い、『中華人民共和国香港特別行政区基本法草案』として再び、香港市民に銀行窓口などを通じて無料配布された。

1990年4月4日に全国人民代表大会（全人代）で採択された草案は同日、楊尚昆国家主席により交付され、9章160箇条からなる『中華人民共和国香港特別行政区基本法』として誕生した。本法律の構成は以下の通りである。

第一章 総則（11 箇条）

第二章 香港と中国の関係（12 箇条）

第三章 住民の基本的権利と義務（19 箇条）

第四章 政治制度（58 箇条）

第五章 経済 (32 箇条)

第六章 教育、科学、文化—スポーツ、宗教、労働、社会奉仕 (14 箇条)

第七章 対外事務 (8 箇条)

第八章 本法の解釈と改正 (2 箇条)

第九章 付則 (1 箇条)

上記の他に附属文書として「香港特別行政区行政長官の選出方法」、「香港特別行政区に施行される全国的な法律」、「香港特別行政区立法會議の選出並びに評決方法」の 3 文書が存在する。この法律は鄧小平氏の掲げる「一国両制」を具体化したものであるが、元来、矛盾する社会主義と資本主義を一つの国の中に併存させる「一国両制」は法律によって明文化されると、その矛盾がより一層際立つ結果となった。つまり、中華人民共和国憲法は「中央計画と集団または共同所有の優先的地位を基礎とした経済制度を定め、国家は人民民主集中制を通して社会主義を強化する事が求められている。第 31 条と「基本法」の目的は香港における資本主義の継続的实施を是認し、高度の政治的自治を与えている。この 2 文書は原則のみならず詳細においても矛盾している⁸⁵。憲法に一致しない「基本法」の規定の有効性、さらに香港における中国憲法の適用範囲について、両方とも明確な規定を置いておらず、立法者自身も名言を避けている事がこの法律の問題点として浮き上がってくる。更に立法機関に関する条項では、「選挙によって選任されなければならない」とする共同声明の文言について一人一票の民主投票は定員のわずか 30%に過ぎない。また、行政長官は直接民主投票で選任されず、中国政府の支配する選挙委員会によって選任され、立法評議会は不信任決議の可決権を与えられていないのに対して、行政長官には立法評議会の解散権が与えられており、行政長官の更迭は中国中央人民政府により行われることとなっている。香港民主同盟の李柱銘氏は異常のことを指摘すると共に基本法には英米法の法体系に無い「転覆」や「動乱」の発生時には、中国中央政府が戒厳令を施行するという第 23 条の条項の存在を危惧すると共に、全人代（全国人民代表大会）が基本法のすべての条項の修正と解釈の権限を全面的に有するという第 158 条の条項について、「これにより香港は中央の望むとおりのやり方で統治する事が保証されている」⁸⁶と指摘している。

ところで、パッテン民主化案に起因する英中対立の原因となっている本法に示される選

⁸⁵ 安田,小林,今泉,前掲(注 27)著,pp.45-46

⁸⁶ 李柱銘「<97 年>は始まっている」『世界』553 号臨時増刊,p.119

挙制度について見ておくことにしたい。1991年にしこうされた立法評議会選挙における立法評議会の構成は、住民の直接投票で選出される直接選挙選出枠が18議席、各職能団体に議席が割り振られた職能団体選出枠が21議席、総督による指名枠が18議席、当然官職議員枠が3議席という構成であった。香港基本法付属文書Ⅱ～香港特別行政区立法会の選出方法および評決手続～の1項の(1)によれば、「香港特別行政区立法会議員は、每期60人とし、第1期立法会は、「全国人民代表大会の香港特別行政区第1期政府および立法会の選出方法に関する決定」によって選出する。第2期、第3期立法会の構成は下記の通りである⁸⁷。

- 第2期 職能団体が選出する議員 30人
- 選挙委員会が選出する議員 6人
- 各区が直接選出する議員 24人
- 第3期 職能団体が選出する議員 30人
- 各区が直接選出する議員 30人

また、第1項の(2)並びに附属文書Ⅰの第2項によれば、第2期立法会で選出される6名の選挙委員会による選出枠を担う選挙委員会の構成は以下の通りである。つまり、商工業・金融界200人、専門職分野200人、労働・社会福祉・宗教などの各界200人、立法会議員、区域組織代表、香港地区全国人民代表大会代表、香港地区全国政治協商會議委員の代表200人⁸⁸。前述の付属文書Ⅱの1項(1)の規定では、返還後最初の立法会議員は、全国人民代表大会の決定により選出される事になっているが、これは返還前の最後の立法評議会の議員構成が全国人民代表大会の決定した構成と一致するときは、それと同じ議員により構成できる。つまり、現職議員がそのまま返還後の第1期立法会議員となることができることを意味している。これは、「直通列車方式」と呼ばれるものであるが、法案を黄そうしているときは、立法会前任も住民各層からなる選挙委員会により選出され、最後の立法評議会議員はその第1期立法会の候補者になることができる、と定めるにとどまっていたが、香港の民主派を問わず保守派の議員までもが主権の円滑な移行の実現に水を差すものであると反対したため、中国側による妥協案が示された。基本法に規定された方法は、「直通列車方式」とはいえ、実務面では無条件で第1期立法会議員になれるわけではなく、そ

⁸⁷ 安田,小林,今泉,前掲(注27)著,p.148

⁸⁸ 安田,小林,今泉,前掲(注27)著,pp.147-148

こには、特別行政区準備委員会によって「確認」の手続が取られた上での議員就任となる事から、この「直通列車方式」は別名「羅湖方式」とも呼ばれている。つまり、列車の乗客は、中港の境界駅である羅湖駅で以前は入国審査のために列車を下車せねばならなかったことに因み、名づけられた。この「確認」の基準については、英中間で争いがある。つまり、中国側は1989年の中国民主化運動を支援したグループに属する議員や反政府勢力とみなされる議員は「直通列車」から降ろすことを中国側は狙っており、一方、イギリス側は最後の立法評議会議員への「確認」手続は宣誓をもって行われる、との立場を明らかにし、パッテン案をめぐる交渉では、イギリス側はこの「確認」の客観的基準を明らかにするよう中国側に求めていた⁸⁹。

第5節 天安門事件とその影響

1989年6月3日深夜から未明にかけて、北京の天安門広場において平和的に民主化運動を進めていた学生、市民に中国人民解放軍が無差別発砲を行い、死者3700人余りを数えた。俗にいう天安門事件である。香港基本法はこの事件の10か月後に公布された。そして、その第5条には、「香港特別行政区は、社会主義の制度及び政策を実施せず、従来の資本主義制度及び生活様式を保持し、50年間変更しない」⁹⁰と規定されている。しかし、この天安門事件以来、香港ではこの「基本法」で何を保障してくれるのかという疑問が沸き起こった⁹¹。天安門事件後の香港では、日常政治意識の薄い香港市民が100万人デモを繰り広げ、200あまりの市民グループが中国政府への抗議と民主化要求を掲げ、政党の設立ラッシュが進行した。経済界では6月5日に香港の株式市況は史上二番目の大暴落となり、恒生（ハンセン）銀行が香港の代表企業の株価に基づいて示す株式市況指数であるハンセン指数は22%の低下、地下も20%の値下がりを示し、中国銀行では取付け騒ぎまで発生した⁹²。香港基本法第14条には、「防衛の任務を負って香港特別行政区に派遣、駐留する軍隊は、香港特別行政区の地方事務に関与しない」⁹³と規定されているように香港に人民解放軍が駐留することが決められていることから、天安門事件をテレビで見た香港市民は動揺したものと思われる。香港紙『明報』の世論調査によれば、天安門事件後に「信心（日本語に言う

⁸⁹ 中園和仁「香港民主化をめぐる英中対立」『外交フォーラム』66号,pp.28-29,p.32

⁹⁰ 安田,小林,今泉,前掲(注27)著,p.118 記載の条文を使用

⁹¹ 上村幸治「香港基本法で何が始まったのか」『エコノミスト』68巻10号,p.61

⁹² 渡辺利夫,吉田 均「天安門事件に揺らぐ香港」『国際問題』358号,p.47

⁹³ 安田,小林,今泉,前掲(注27)著,p.118

自信や信念)があまだであると答えた人は 48%、「信心」が無いと答えた人は 47%にのぼった。1985 年 1 月の香港返還の英中声明直後の調査の数字を 100 とした数値では 82 を示した⁹⁴。

このように香港市民は自身を失い、香港市内では移民熱が次第に高まり、1989 年 4 月 12 日の香港立法局による移民党系では、1988 年に香港より他の地域に居住した人は 45,817 人と 1986 年以降 94,804 人が香港を出た計算となる。この事件が起こる前から香港では、移民熱が次第に高まっていた。特に中間管理者層、医師、弁護士、ビジネスマンといったこれまで香港経済を支えてきた人々の流出傾向が顕著となっていた。移民先はオーストラリアやカナダといった同じイギリス連邦の国で香港以上の生活水準を持った先進国である。1989 年 7 月 15 日の第 15 回先進国首脳会議 (アルシュ・サミット) においては、異例ともいえる「香港の人々が有している深い懸念を理解し、共有する」⁹⁵とした政治宣言の中国非難の文書の中で述べる程であった。元来、香港は実態としては人口の少ない都市国家であり、シンガポールの 250 万人に対し、600 万人程の人口である。それに加え、香港の人々は流動的でいったん、状況が不安定になるとたちまち海外に逃避しかねない傾向であったのである。これは、香港の住民の多くは、国共内戦の時期に中国国内の混乱を避けるために香港に避難してきた人々であるからである。北京の側にとっても香港は「金の卵を産むニワトリ」であるだけでなく、民主化運動の拠点ともなりうるいわば「諸刃の剣」でもあることがわかったのである⁹⁶。故に、天安門事件以後の中国の香港に対する姿勢は、「中央が香港の資本主義を変えることはありえない。だから香港も内地で行っている社会主義制度に口を出してはならない」⁹⁷と言うものであり、香港の民主化にも俄然注意を払うようになり、パッテン民主化案においてもその姿勢を強くするのである。

この状況について時のウィルソン総督は、香港住民の動揺と将来に対する不安を鎮静化するために新たな対応に迫られる事となった。まず、啓徳空港に代わる新空港建設計画 (PADS) を提唱し、空港に直結する高速道路など、多数の公共事業を実施することで経済発展の展望を示した。次に香港住民 25 万人に対し居住権付の旅券を発給し、公務員、医師、弁護士、エンジニアと言った香港の管理、運営に不可欠な人々の流出を防ぐ特別措置を採

⁹⁴ 香港市場研究社による無作為抽出、15 歳以上、1,000 人に対する電話アンケート。渡辺、吉田、前掲(92)論文,pp.46-49

⁹⁵ 中嶋嶺雄『中国の悲劇』 pp.19-191

⁹⁶ 『エコノミスト』 68 巻 18 号,p.63

⁹⁷ (注 96)論文,p.63

った。これらの一連の政策は、事前に中国の承認を得るこれまでの形式のイギリスの対香港政策に変更が生じた事を示した⁹⁸。

第4章 パッテン民主化案をめぐる英中対立

第1節 パッテン総督就任の背景

クリストファー・パッテン氏は1944年5月21日生まれの51歳である。政治家としての同氏の経歴は華々しく、1966年にイギリス保守党研究局に内務問題担当として入局、1974年には局長に就任し、1975年5月の総選挙で下院議員にバース選挙区から立候補し、当選、1992年4月まで下院議員を務めた。内閣のポストでは、1983年6月に来たアイルランド問題担当開発事務次官、1985年に教育科学担当国務大臣、1986年9月には海外開発大臣を、1989年7月には環境大臣にそれぞれ就任し、メージャー現内閣では、イギリス保守党の幹事長に就任した⁹⁹。1992年4月の総選挙では保守党を勝利に導くも自身は落選した。メージャー首相がパッテン氏を香港総督に指名したのには2つの要因が考えられる。まず第一にイギリスの国内事情、第二に天安門事件を契機にイギリスの対中政策に変化が生じたことである。1992年のイギリス総選挙は、長引く不況下での経済政策が争点となっていた。当初、苦戦を強いられた保守党が結果的に辛勝した背景には、労働党の中高所得者への増税策が敬遠されたものという見方が強い。しかし、総選挙に勝利したとは言え、メージャー首相の指導力の低下は現実のものになっていた。メージャー首相にとってはこの状況を打開するためにはどうしても政策の充実を図る必要に迫られていた。とりわけ香港政策は、返還まで5年を残し、「名誉ある撤退」を実現し、返還後の香港でのイギリスの影響力を少しでも保持させることで、国内への指導力をアピールするにはうってつけのテーマであった。メージャー首相の指導力の問題は総選挙前から取りざたされていた問題であり、メージャー首相としてもせ手を打って香港新空港建設に関する出資金の配分の問題をはじめとして中国側に弱腰すぎるとの批判があった時のウィルソン総督の委任お1991年12月に発表していた。新空港建設計画とは、1989年10月に香港政庁が提唱した「21世紀を展望した香港再開発プロジェクト(PADS計画="The Port and Airport Development Strategy")」の中心となる事業で新空港並びに関連施設の整備を促進する計画である。香港は、中国南部を取り込んだ華南経済圏の物流、金融、情報の拠点としての役割を担うにつ

⁹⁸ 中園,前掲(注89)論文,p.29

⁹⁹ 『WHO'S WHO 1994』A&C BLACK 社,p.1473

れ、空港、港湾、道路と言ったインフラが手狭になり、なかでも現行の啓徳空港の発着処理能力は限界を超え、代替となる第二空港もないありさまであった。このような状況の下、天安門事件が勃発したことで、香港の地元経済界や市民は香港の将来に少なからず不安感を募らせていた。PADS計画は、こうした不安を一掃し、中国返還後も香港が華南経済圏の中心として繁栄を維持し続け、自信回復を図るという効果を期待されていた。しかし、中国側は、この計画は1997年以後にも関わる事業であるにも関わらず、香港政庁が独自に計画を進め、中国側に対して事前協議を行わなかったことに対して反発した。一方、香港政庁・イギリス側は、公共事業はあくまで香港自身の問題であって、中国側に干渉する権限はないと応戦した。1985年の英中共同声明では、第4項で「中華人民共和国政府と連合王国政府は、この共同声明発行の日から1997年6月30日までの過渡的期間中は、連合王国政府が香港の行政の責任を持ち、香港の経済繁栄と社会の安全を守り、維持することを声明する」¹⁰⁰と定められている。英国側はこれを盾にしたのである。この計画は、返還後の香港特別行政区に過大な財政負担のツケを回すことになるとして、中国側は新空港建設に際して、コスト削減と高効率を実現するようイギリス側に要求していた。新空港は、ランタオ島北部のチュクラブコクに建設し、関連する鉄道、高速道路など総予算額1270億香港ドル（約163億米ドル、2兆5400億円）に上る大プロジェクトで1990年度の成長予算支出額882億香港ドルの1.5倍に上る金額である。その内訳は、新空港建設予算本体が350億香港ドル、鉄道、高速道路建設予算に250億香港ドル、港湾拡張関連に500億香港ドル、住宅、工業用地に170億香港ドルとなっている¹⁰¹。新空港は第一滑走路が1997年に、第二滑走路が1999年に完成予定で、両滑走路とも24時間運用される予定であり、年間8,000万人の利用者数、400万トンの航空貨物の取り扱いが可能となる。この計画は、香港政庁港湾開発委員会のトニー・クラーク氏の1990年9月20日の説明によれば、1973年に計画の策定がスタートしたが、1983年2月、当時のブレムリッジ財務長官が財政難のため計画を放棄、続く1986年12月に民間の合和実業聯合、和記黄浦集団、聴講実業集団が成長に建設実施を働きかけたが、ハドンケーブ財務長官は消極的であった事実からして、中国側がコスト削減を要求するのも当然であるともいえるのである。これに対して、ウィルソン総督の1990年10月10日の施政報告では、400億香港ドルの売地収入をもって空港建設予算を賄うと述べ、フォード行政長官の1989年10月12日のビルト・オペレーション・トラン

¹⁰⁰ 『国際条約集'94』p.45

¹⁰¹ 真田岩助「新空港建設の問題点」『アジアトレンド』1990年第4号,p.15

スファ方式(B.O.T、つまり建設予算を使用料で回収するという現行の成田空港や関西国際空港、日本の高速道路で採用されている建設方法)」は撤回された。つまり、B.O.T方式だと建設式の回収後は、使用料収入は管理者、つまり特別行政区の利益に直結するのだが、ウィルソン総督提案の建設方法では、返還後の特別行政区が空港から得る収入は無くなってしまふ。しかし、空港施設の維持費用はかかるため、今まで以上に空港の利用が促進されない限り、中国側にとっては空港維持が財政上の負担以外の何物でもなくなってしまうのである。この不安を証明する新空港の問題点がある。それは、気象上、新空港付近では航空機の航路上に直角に吹く横風の存在が指摘されている。また、将来の空港運用について、中韓、中台それぞれの直行便を考慮しておらず、実際、韓国貿易協会香港事務所の幹部は「現在は、人も荷物も全部香港を中継しないといけません、近く、中国、韓国に貿易事務所が設置されます。それは両事件を持つのですから香港の空港を使うことは減るでしょう」¹⁰²と述べている。

こうした新空港計画の裏側にはイギリスにとっては、経済的利益のみならず1997年の返還後にまたがる長期かつ大規模な事業を遂行し、日米を中心とした外国企業の参入により、返還後の香港に外国勢力を介在させ、中国政府の影響力をやわらげ、合わせてイギリスの既得権益と影響力を温存させる政治的意図も込められていると言ふことが出来よう¹⁰³。

このような重要プロジェクトを担当しているウィルソン総督ではあったが、彼の外交手法は「叩頭する者」とか「中国政府にペコペコする人物」¹⁰⁴というレッテルを貼られる事となった。当時、香港新空港計画に参画予定であった日本、欧米諸国の国際金融機関は中国側の政府機関のプロジェクト参加がなければ、資金融資には応じられないとの立場を鮮明にしたため、メージャー首相は、中国側の説得を行うべく北京を訪問することとなった。これは、天安門事件の後、欧米の指導者として初めて中国を訪問するという汚名となったばかりか、肝心の空港問題でも譲歩に譲歩を重ねるといふ状況に陥り、空港計画担当のウィルソン総督の責任問題が浮上した。これに対して、ウィルソン総督は次のように反論した。「中国と交渉するには、途方もない忍耐力が必要で、じっくりと説明しなければならない。香港にとって何が重要なのかを主張するのだ。だが、それはほとんどの場合、静かにおこなわなければならない。そうしたやり方はあまり市民から喝采を受けられないがそ

¹⁰² 真田,前掲 (注 101)論文,pp.17-18

¹⁰³ (注 26)著,p.487

¹⁰⁴ ディック・ウィルソン著,辻田堅次郎訳,前掲(注 42)著,p.363

うしない訳にはいかないのだ。これは決してよく言われる弱腰外交などではない。」¹⁰⁵

第二の要因である天安門事件以後のイギリスの対中政策の変化であるが、1989年に発生した天安門事件とそれに続いて起こったソ連崩壊を受けて、香港内部やイギリス国内では、香港住民を独裁政権に売り渡すのかという批判が高まった。1991年の香港立法評議会選挙では、民主派勢力が圧勝し、中でも天安門事件に対して強い抗議姿勢をとった香港民主同盟（現在は民主党）は、直接投票枠18議席のうち、13議席を獲得した。この民主派勢力の勢いは、イギリス側にとって、香港の「民主化拡大」政策を充実させることで返還後の影響力の保持を図る絶好の契機となった。このような中、香港新空港建設に関する覚書の際開かれたメージャー首相と李鵬首相との会談では、イギリス側が天安門事件に見られる中国側の人権政策を批判したのに対し、李鵬首相は、「中国は100年以上にわたって外国列強に虐げられ、中国人の人権は顧みられなかった。」¹⁰⁶と反論した。この時のメージャー首相の屈辱的な思いはイギリスの対香港政策の転換の一つの要因であり、「閣僚経験者の大物を就けたい」とする今回の総督人事の選考基準とも関連深く、大変興味深い。新しい総督の人選では、以下の5人が有力視された。第一にパッテン保守党幹事長、第二にオーエン元外相（元社会民主党党首）、他にはベーカー前内相、キング前国防相、ハウ元外相の5名である。この中でパッテン幹事長は、保守党の総選挙勝利に貢献したことは言うまでもないが、1992年秋にEC統合問題でメージャー首相の政治生命が危うくなっていた情勢で、メージャー首相が毎日のようにパッテン氏に電話をして助言を求めたというエピソードがあり、5人の候補の中では最もメージャー首相の信頼が厚い人物であった。

一般にはメージャー首相は、パッテン氏に総選挙勝利の褒美として総督職を与えたとされてはいるが、実際のところは事情が異なる。元来、香港総督は、イギリス政府の中で最高クラスの名誉と待遇が与えられ、その給与は首相職の2倍であるとも言われている。その一方で、総督職は本国の指示に忠実に従い、植民地を管理することを要求され、自らの政策立案面ではどうしても本国政府の政策に従わざるを得ないため、その多くはギア無償の官僚が指名されるケースが多い。つまり、議会畑を歩む政治家にはあまり歓迎されない役職である。とりわけ、パッテン氏は、次期首相と目されているだけにこの人事は、メージャー首相がその指導力回復のために香港政策を如何に重視していたか、またイギリスの

¹⁰⁵ ディック・ウィルソン著,辻田堅次郎訳,前掲(注42)著,p.363

¹⁰⁶ (注6)著,p.33

対香港政策の変更を示す証拠として興味深い¹⁰⁷。

パッテン総督は議会人としての経歴を歩んできたため、香港住民の民意に忠実であると強調するなど香港住民へのパフォーマンスを重視している傾向がある。パッテン総督の宣誓式に歴代総督は伝統的な儀礼服を着用するのが慣例となっているのに対し、スーツ姿で臨んだなどのエピソードがある。また、パッテン総督の外交手法は、それまでの香港総督とは異なり、香港問題について諸外国の意見を聞き、その指示を集める画策を図るなど、1982年～84年の返還交渉には見られない姿勢が特徴的である。

第2節 パッテン民主化案の内容

1992年7月に第28代香港総督に就任したパッテン総督は、着任間もなく、1992年10月に施政方針演説を行った。演説は、経済、教育、インフラストラクチャー、福祉、衛生、住宅、環境、治安、公務員、政治制度など多岐にわたった。その中で英中対立を巻き起こしたのは、政治制度に関する演説の部分である。パッテン総督が日本を訪れた再、1992年11月27日の昼食会で述べたスピーチによれば、「住民の教育程度が高くなり経済的にも裕福になった以上、今後の5年間をもっと政治に参加したいという住民の要求を抑えることに費やすのは香港の政治的安定にとって為にならない」¹⁰⁸というものであった。1992年10月7日の施政方針演説で民主化案について述べられた箇所について抜粋すると以下の通りである。「私が説明した改革は、1995年に実施される選挙のために必要な変革の舞台を作るものである。多くの人々が直接選挙枠の議席数を重要な問題と考えていることを私は認識している。現在の案ではこの議席数を95年に18から20に増やし、立法評議会のメンバーを全て直接選挙で選出するという最終的な目標に向かって、その後の選挙の度に直接選挙枠の議席数を増やしていく予定になっている。このペースをもっと速めるべきであるという議論がこのところ行われている。英国政府は、この件を中国政府とともに追求していくことを確約している」¹⁰⁹と1995年立法評議会選挙の実施方針を明らかにした。この施政方針演説の2週間前にニューヨークで英中外相会談が行われ、1995年立法評議会選における直接投票枠の増加をイギリス側は言及したという。それに対して、中国側はこのような動きは基本法とガチせず、1997年以前に基本法を修正することはできないとの

¹⁰⁷ 『日本経済新聞』1993年2月22日付,p.48

¹⁰⁸ (注6)著,p.23

¹⁰⁹ 『アジア動向年報1993年版』p.181

立場を取った。次にパッテン総督の施政方針演説を抜粋しながら、具体的な改革点について見ていくことにしたい。

改革点は主に 6 点ある。第一に有権者年齢の引き下げ、第二に 1 議席 1 票制の導入、第三に職業団体別選挙システムお改善、第四により協力的な地方行政の推進、第五に選挙区境界画定・選挙事務委員会の新設、第六に 1995 年選挙委員会の構成方法についての 6 項目である。第一の点について、施政方針演説では以下のように述べられている。「もう、立法評議会自身が提案しているように、有権者の年齢を 21 歳から 18 歳に引き下げたいと思っている。18 歳は、中国でも英国でもその他世界各国でも良識ある有権者の年齢であると理解されている。香港の青年男女は他国の同年齢の青年男女と同じように公民として自身の判断を下すことができる。」¹¹⁰第二の点については、「1991 年選挙では、2 議席選挙区制度が採用されたが、これは「連票効果」（有権者は最大限、2 名の候補者に投票できたため、有力候補者は同盟関係を結んだ弱体な候補者の当選に寄与する結果となった）があったとの批判を浴びた。この問題を防ぐ一方でごまかしの無い制度を維持するためには「1 議席 1 票制」が一番よい方法であると思っている。各選挙区は単数議席であり、有権者はそれぞれが 1 票を投じて、1 名の代表を選出する。（以下略）」¹¹¹第三の職業団体別選挙システムの改善については、施政方針演説によると以下のような狙いがあると思われる。「香港社会の全ての就業者に第二の投票の機会が与えられ、自信の職場の利益を代表することができることははっきりすれば、職業団体別選挙に対する信頼は計り知れないほど高まることになるであろう。既存の選挙区については、わたしは団体 1 機関につき 1 票という選出方法を 1 人 1 票という選出方法に改めたい。商業界選挙区及び工業界選挙区の団体票は、企業與所有するオーナーや管理運営に当たり経営者の個人票に還ることとする。（中略）以上より、これらの施策によって職業団体別選挙区の有権者は、5 倍以上に増えることになる。と同時にいくつかの職業団体、例えば、衛生界、教育界、エンジニアリング、建築・測量および都市計画界の有権者数を増やすのが妥当と思われる。（中略）こういったステップはふたつの効果をもたらす。第一に香港で働く全ての人々に自分達の職業の利益を代表する立法評議会議員を選ぶ機会が与えられる。第二に全ての職業を包含することで、評議会の代表性が拡大する点である。」¹¹²これによって、有権者は全香港 270 万の就業者に及ぶこととなる。

¹¹⁰ 前掲（注 109）著,p.184

¹¹¹ 前掲（注 109）著,p.184

¹¹² 前掲（注 109）著,p.184

とりわけ、有権者増の重点職業団体とされた各界は、いずれも教育やインフラ整備といった香港の将来を担う人々の階層が指定されている。

第四のより強力な地方行政の推進については、「市政評議会は既に幅広い行政権を有している。しかし、重要であるにもかかわらず、区議会はその権限があまりに制限されていると私は思う。私としては、区議会の職責、昨日、予算を1993年に拡大して、区議会が各地区に居住する人々に影響をもたらすような問題に対してより大きな職責を負わせたいと思う。(中略) これらの改革が実施されて、区議会の職責の拡大が認められ、1995年に立法評議会の議員が全員選挙で選出されるようになると私は、区議会の委任議員制度の継続を正当化するの是非常に難しいと思う。私は、94年以降、新界地区の官職議員を除いて、区議会の議員を全員直接選挙で選出することを提案する」¹¹³と述べ、委任議席制の廃止を提案している。第五の点については、施政方針演説では、第四の点の円滑な実施のためには新選挙区画定など多大な作業を要し、この作業に公正を期するために選挙事務委員会を実施するとしている。第六の点については、演説で「きわめて挑戦的な問題」¹¹⁴と述べているように、中国側が猛反発した点である。演説によれば、基本法に選挙委員会の設置が明文化されている以上、1995年の選挙では、選挙委員会の設置が必要である。しかし、基本法では、1995年の立法評議会選挙において選挙委員会の構成が明文化されておらず、1999年実施の立法会選挙からの構成しか明文化されていない。「選挙委員会を作るとしたら、それが、香港社会を真に代表しているものである事が望ましい。1995年に立法評議会の全メンバーが選挙で選出されるならば、選挙委員会のメンバーも選挙で選出されるべきである。全メンバーが選挙で選出されるのでなければ、それは間接委任とみなされるべきであろう」¹¹⁵と述べ、その最も効果的で簡便な方法が1995年実施の選挙の選挙委員会のメンバーの大半を直接選挙で選出されている区議会議員から選ぶことであるとしている。

同時にパッテン総督は、行政評議会の改革案も発表し、立法、行政両評議会のメンバーの兼職と総督の立法評議会議長の兼職の廃止を提言した。この改革の目的は、「立法評議会に対して正しく責任を負うことができる活力に満ちた効率的な行政主導を行う事」¹¹⁶であるとパッテン総督は施政方針演説の中で述べている。行政評議会と立法評議会とを分離す

¹¹³ 前掲 (注109)著,p.184

¹¹⁴ 前掲 (注109)著,p.184

¹¹⁵ 前掲 (注109)著,p.184

¹¹⁶ 『過渡期の香港～迫りくる1997年』 p.23

る事で行政評議会の「非政党的政治組織化」¹¹⁷を図ったのである。これは政党に所属する者は、行政評議会議員として政府の政策を担う責任と政党の一員としての政党への忠誠とは衝突する可能性を封じ込めるための政策と見られる。一方、パッテン総督は、同時に立法評議会の機能強化を図る政策を発表した。その内容は、①総督の立法評議会議長への就任を取りやめて、互選で議長を選出する、②総督は最低、月1度は立法評議会に出席し、政策についての議員の質問に答える、③外国訪問などの総督の重要職務は後日、その内容を立法評議会に報告する、④立法評議会専属の事務局を設立する、⑤政府・立法評議会委員会を設け、政府と立法評議会との対話強化を図るといったものだった。これらの提案のうち、総督の立法評議会議長への兼任の廃止は1993年2月19日に施偉賢("John Swaine")氏が議員互選の結果、立法評議会議長に就任した。また、立法評議会専属の事務局の設置は、1994年4月1日にその発足を見ている。

香港の民主化は元々、「1984年の「英中共同声明」で英中両国政府により香港返還までの過渡期の課題として香港の繁栄と安定に努め、主権のスムーズな移行の実現を目的とし、中国側が約束された「高度の自治」(共同声明第3条(2)項)が返還後スムーズに機能するように1997年6月末まで行政責任を有するイギリスにより香港の植民地制度改革が実施されることになった事に由来する。」¹¹⁸パッテン案発表までの英中間の香港民主化をめぐる動きをまとめると以下のようなものになる。1984年7月、イギリスにより「香港の代議制度の段階的発展」というグリーンペーパーが発表された。ペーパーは、「立法評議会の官職議員と総督任命の民間議員を段階的に削減し、区議会及び、職能団体選挙区から選出された議員が立法評議会でも多数を占めるようにするものである」とうたっている。つまり、これは、立法評議会の役割を総督の諮問機関から行政に対するチェック機関としての役割を持たせようとする試みであった¹¹⁹。また、1985年9月には立法評議会の間接選挙において、職能団体選挙区から12名、区議会及び2つの市政局から12名の24名が選出された。これは、香港初の選挙により選出された議員であった。この選挙は、市民に選挙意識を植え付けることに成功し、一人一票制の導入を主張する市民の声が相次いだ。当時、中国政府はこうした動きに警戒感を抱き、新華社の記事などにおいて自重を求める動きがあった。1988年には、初の直接選挙制の導入が計画されていたが、中国側の圧力に屈し、イギリスは直

¹¹⁷ 前掲(注116) 著,p.23

¹¹⁸ 中園,前掲(注89) 論文,p.27

¹¹⁹ 中園,前掲(注89) 論文,p.27

接選挙制の導入を見送った。同じ時期、中国では全人代により香港基本法の起草作業が進められ、1988年4月に第一次草案が発表された事は既に述べた。本草案では、最初の立法会議員は、住民の代表400名からなる選挙委員会の選挙により選出され、香港の最後の立法評議会議員は全員その第一期立法会の候補者となれるとされていた。しかし、これはイギリスの目指す政治制度改革を否定したものであった。香港市内では、保守、民主派を問わず、この方式に反対する声が高まり、最後の立法評議会議員をそっくり第一期の特別行政区立法会議員となるようにすべきだといういわゆる「直通列車方式」を採るよう求める声が大勢を占めた。中国側もこの香港市民の声を無視する訳には行かず、「確認」という手続により、最後の立法評議会議員を第一期の香港特別行政区立法会議員とする事を決めた。これが「羅湖方式」導入のきっかけである。

しかし、1989年6月に天安門事件が勃発すると、民主化問題について変化が生じた。香港住民も民主化デモを起こし、移民申請が増加するという事態になったことは既に述べているが、香港の財界保守派、民主派、中間派が「基本法」に第一期立法会での直接投票制の太陽議席数を60議席中24議席とすることで一致し、イギリスもこれを受け、1991年の立法評議会選挙で直接投票枠を18議席に設定したのである。この選挙では、李柱銘氏率いる香港民主同盟が13議席を獲得する圧勝を見せたことは既に述べたとおりである。このような情勢の中、イギリスは香港の民主化を進める姿勢に転換し、中国側と対立した。結局、香港基本法では、直接投票議席枠を20名とすることで決着した¹²⁰。

パッテン案の特色は、香港基本法に明文化されていない部分、つまりグレーゾーンを突いて民主化を図るものであるということが言えよう。特に職能団体別選挙区の有権者数の増大案については、香港基本法に全くその定めが無いことから中国側はこれに強く反発した。中国側は、パッテン案は中英共同宣言並びに香港基本法、その他の中英合意に違反しているとの批判を繰り返した。ここでいうその他の合意とは、香港基本法の起草作業が最終段階を迎えていた1991年1月から2月にかけてハード外相と錢外交部長との間で交わされた外交書簡の事を持ち出している。この外交書簡は計7件から成り、1995年選挙の実施方法をめぐる英中間のやりとりが記録されているものであるが、重要なのは、1990年2月12日にハード外相から錢外交部長に充てられた書簡である。中国側はこれを盾に1995年選挙に関して英中間でその実施方法について「了解」があったと主張している。このハード書簡を要約すると、イギリス政府は1991年の立法評議会、1997年、1999年、2003年

¹²⁰ 中園,前掲(注89)論文,p.27

の立法会において直接選挙で選出される議員数について、中国側が示した提案に同意したというものである。これは、当然に1995年選挙についても中国側の提案に従う事を意味しており、イギリス政府が合意や了解がないと主張しているのは事実と反する。また、イギリス政府は1995年に設立される選挙委員会について、中国側の提案に原則として合意し、詳細は英中間で検討することとした。その上で英中間で合意に達していた選挙委員会構成の五原則が基本法に反映されることを希望したという。ここでいう五原則とは、以下の5点を示している。つまり、①非政府機関、②他の選挙区の有権者との重複回避、③可能な限りの代表性、④簡潔・公開・法に則った候補者指名、⑤秘密投票の実施の5点である。この書簡について、中国側はイギリス政府が、香港基本法附属文書Iの第2項に則って1995年の選挙委員会を設立することに合意したと判断し、1995年の選挙委員会を基本法で規定するのは適当でないとして敢えて明記しなかったとの見解を採り、今回のパッテン案を事前協議なしに一方的に決定したものであり、イギリスにそのような権利は無いとした。

これに対し、イギリス政府は、1990年2月12日のハード書簡は、確かに1991年、1997年、1999年、2003年の直接選挙議席数には合意したが、1995年の選挙では、1997年以降との継続性を考慮し、中国政府と合意した上で直接選挙枠のしかるべき増加(20議席以上)を図ると述べたもので、中国政府の主張するような事前の合意や了解は当時の段階では出来ていないし、1995年の選挙委員会の構成について合意はしたが、希望していた五原則が完全に香港基本法には反映されていない、また、1999年選挙における選挙委員会が香港特別行政区の初代政府の選挙委員会と同一であるとどこにも書いていないとの見解を示し、基本法が何ら指針を示していない以上、1995年選挙における選挙委員会の構成は総督自らにも提案権があると主張した¹²¹。

第3節 英中対立の経過

パッテン案をめぐる英中対立は大別して3つの時期に区分できる。第一の時期は、民主化案の発表直後から1992年末までの非難合戦の時期、第二の時期は、1993年初頭から1994年6月までの英中交渉とパッテン案の立法評議会上程をめぐる時期、第三はそれ以降の時期である。1992年10月7日の施政方針演説の直後から中国側はパッテン批判を繰り返した。この時期の出来事のうち、重要なのは、1992年10月20日のパッテン総督の中国訪問と朱鎔基副総理のイギリス訪問である。パッテン総督の中国初訪問において、パッテン総

¹²¹ 前掲(注29)著,pp.472-473

督は前節後半で述べたように 1995 年選挙について、中国の言う了解事項は存在せず、香港基本法にもその指針が何ら示されていない以上、総督には提案権が認められ、もし、中国側がこの提案に合意できないならば中国側が対案を示すべきであると主張した。一方、中国側は、パッテン総督の対案を示せとの主張を無視し、ひたすらにパッテン批判を繰り返した。続いて 11 月中旬、朱鎔基副総理は、イギリス訪問の際の演説で以下のように述べている。「英国・香港政府がパッテン総督の政治改革案に固執し続けるのであれば、人々は英中共同宣言を遵守すべきかどうか疑問を持たずにはいられない。」¹²²また、李鵬首相は、11 月 23 日にこの問題は原則論の問題であり、中国としては絶対に譲歩できないと表明し、パッテン案をたたき台にして交渉に臨むつもりを無に表明した。中国側は、このようにパッテン案についての一切の話し合いの開始に応じない一方で経済圧力をイギリス側に加えた。11 月 30 日に中国国務院香港・マカオ弁公室は英・香港政府が中国の承認なしに民間セクターと結んだいかなる契約・リース・合意も 1997 年 6 月 30 日以降は無効であるとの声明を発表した。これは、中国側が香港の民主化というし江地問題と新空港建設という経済問題をリンクさせる作戦に出たことを示している。パッテン案が発表された直後は中国政府は、表向きは新空港建設は経済問題であり、政治問題とは切り離して考えるとの立場を明らかにしていたが、同時に香港政府が新空港建設を中国との財務計画に関する合意なしにつ住めるのであれば、それが引き起こすいかなる結果についても中国は責任を持たない旨の警告を発していた。このような情勢の下、11 月 27 日になると、立法評議会財務委員会は、新空港プロジェクトの埋め立て工事に関する 66 億 9000 万香港ドルの予算を 1997 年 6 月の完成に間に合わせるために財務計画に関して中国と合意を持たずに合意に踏み切った。一方、英中合同連絡会議の中国側首席代表の郭豊民氏は、整地工事関連の良さの議決が行われる前に香港政府が先に決定した九号コンテナターミナル計画は、1997 年 7 月以降に契約満期を迎えるにも関わらず、JLG（英中合同連絡会議）で事前協議がなされず、このような契約は尊重できない旨の発言を行った。国務院香港・マカオ弁公室が 11 月 30 日に前述の生命を発表したのはこの直後のことであった。こうした中国側の強硬発言を堀俊夫氏は「メガホン外交」¹²³と呼んでいる。これに対して、香港の各議会各派は次のような対応を取った。まず、リベラル派の匯点はイギリス政府と香港政庁に対して、実現可能な民主化案にするべきであるとの意見を発した。また、保守派の啓聯資源中心（1993 年 7

¹²² 前掲（注 29）著,p.473

¹²³ 前掲（注 29）著,p.474

月に自由党に改組)は、英中両国に話し合いによる解決をもとめた。また、保守派である自由民主連盟、親中派の民主民生協進会、新香港同盟、民主建港連盟などは基本法の規定に基づいた選挙方法を代替案として呈示した。これらの郭はが対中宥和に傾く一方、リベラル派である香港民主同盟のみはパッテン案は民主化促進のための最低ラインでしかないとの姿勢を取った。

1993年を中心とする第二の時期は、イギリス政府・香港政庁側が、パッテン案を法制化し、立法評議会に上程を図る一方で英中交渉の開始を模索した時期である。1993年2月に入り、イギリス政府・香港政庁側は2月2日の行政評議会でも、パッテン案を法律案として起草し、立法評議会に上程することを確認したにもかかわらず、上程に際して必要な手続である官報への公示を4週連続で見送っている。この4週間は、香港政庁側がパッテン案を中国側に提出し、中国側の出方をうかがっていた時期であると言える。3月4日にはマクラーレン駐中国大使が香港のラジオRTHKのインタビューに対して、「中英両国はまもなく交渉を再開できるだろう」¹²⁴と述べ、李鵬首相も北京で同日、香港総商会代表団との会見で、「困難はあっても双方はまず話し合うべきだ」¹²⁵とそれまでの一切の交渉を拒否する姿勢を軟化させた。この対応の変化は中英双方にとっても対決状態が長期化することで内外の批判が自らに集中する事を避け、中国側はイギリス政府との直接交渉で過渡期の問題を取り決め、パッテン案を結果的に廃案に追い込む策に出たものである¹²⁶。一方、イギリス側のこのころの戦略は、北京駐在のマクラーレン駐中国大使を通じて、中国に交渉再開を働きかける一方、民主化案は取り下げず、硬軟両方で中国側の譲歩を引き出す戦術に出たものである。ところが、3月12日になるとパッテン総督は、立法評議会での席上、「英中話し合い再開をめぐる相違点の解消に最大の努力を払ってきたが、遺憾ながら解決を見るに至らず、政治改革法案の官報への公示を無期限に延期することはできない」¹²⁷と述べ、即日政治改革法案を官報に公示した。この一連の英中の話し合い再開に向けた外交交渉の対立点は、メンバーに香港政庁の高官を含めるか否かという点にあった。イギリス側は過去10年の英中交渉、JLGの会議では香港政庁高官も列席していたのだから今回も認めるべきであるとしてイギリス代表としてマクラーレン駐中国大使、香港代表は施憲制事務司長を充てるべきだと主張した。一方、中国側は英中共同宣言ではJLGで解決できない問題はよ

¹²⁴ 『日本経済新聞』1993.3.5,p.8

¹²⁵ 『日本経済新聞』1993.3.5,p.8

¹²⁶ 『日本経済新聞』1993.3.5,p.8

¹²⁷ 前掲(注29)著,p.474

り高レベルでの二国間交渉で取り扱うべきとしてイギリス側はマクラーレン駐中国大使、イギリス政府海外属領庁の李ケット香港局長で構成し、香港代表の立場はあくまでアドバイザーとしての資格での参加に留まると主張した。パッテン総督が民主化法案の官報公示に踏み切った背景には、1995年に選挙を円滑に実施するためには、その準備のため、法案の成立を急ぐ必要があり、いつまでもメンバー構成の問題で決着をみなければ、選挙が実施できなくなるとの読みがパッテン総督にあったものと思われる。このパッテン総督の民主化法案の官報公示決定に中国側は一斉に反発し、3月13日に中国外務省のスポークスマンは、「これは中英共同宣言による話し合いを故意に妨害しようとする英国側がもたらした新たな深刻な段階である」¹²⁸と非難した。続く3月17日には、中国国务院香港・マカオ弁公室主任の魯平氏が北京で内外記者団と会見し、民主化法案が成立した場合、「中国としては97年以降に香港基本法の規定に沿った政府と議会を選出する」¹²⁹と表明し、1994-1995民主化法案に基づいた新議会と政府が誕生しても返還後は非合法化されることになる事を明らかにし、イギリス側を牽制した。この会見の中で魯平氏は返還後、パッテン案に基づく政府が非合法とされた場合に備えての準備を急ぐ事を併せて表明し、①最初の香港特別行政区長官の選出、②最初の香港政府の組織、③最初の香港議会の選挙と組織などの準備を今後はイギリス側との協力なしで進めると述べた。一方で魯平氏は、クリントン米大統領が香港の民主化問題と米中間の最恵国待遇更新問題を結び付けた場合の対応策についての質問については、香港問題は二国間の問題であり、第三国の干渉は不当であるとの原則論を強調し、「米国は香港に70億ドルを投資している。最初に打撃を受けるのは香港で、次は米国だ」¹³⁰と述べ、米政府が賢明な態度を取るよう期待感を表明した。この日の魯平氏の発言は、1995年選挙の当選者が引き続き返還後の第一期立法会議員を務める「直通列車構想（現実には「羅湖方式と呼ばれ、「確認」の手続を要する）」の実施は現状では不可能となった事を示した。

政治改革法案は官報には公示されたものの、実際の審議入りは、立法評議会の予算審議が先行した影響でその上程・審議の手続は中断したままであった。4月初旬からイギリス側は、メジャー首相をはじめ、ハード外相、パッテン総督を交え対策を協議し、話し合い再開に向けた外交交渉の対立点であった香港代表メンバーの参加資格について、「イギリス

128 『日本経済新聞』1993.3.13（夕刊）p.2

129 『日本経済新聞』1993.3.18,p.8

130 『日本経済新聞』1993.3.18,p.8

側を支援」¹³¹するという玉虫色の妥協を示した。中国側もこれを受け入れ、中英協議は再開に向けて動き出した。ここで中国側は、先の魯平氏の会見で示された返還後の新議会・政府の設置（俗にいう「新たなかまど」）は、法的にも組織的にもその効果が思ったより薄いことに危機感を示し、イギリス側は中英対立の激化に伴い、香港財界や市民からのパッテン批判の噴出を防ぐ狙いからこうした動きに出たものと思われる。こうして、第 1 回のパッテン案をめぐる英中会談が 4 月 22 日にスタートした。しかし、両国はパッテン案はあくまでたたき台であって、中国側にその対案を示すよう求めたのに対し、中国側はパッテン案をたたき台にすること自体を拒否したことから中国が第 1 回会談の開催に応じた背景には、アメリカがイギリス側並びにパッテン案を支持した状況で最恵国待遇の更新をぜひとも獲得したい中国側にとっては、強硬姿勢を貫くことは対米関係に悪影響をもたらすことを考えれば、直接交渉に持ち込み、時間を稼ぐことで民主化法案の立法評議会上程を遅らせ、審議を遅らせる方が得策としたのではないかという見方もできる¹³²。政治改革法案をめぐる英中交渉が再開されたことで、凍結状態にあった英中土地委員会の活動や新空港プロジェクト関連の財務交渉も再開され、6 月 4 日に JLG 空港委員会が開催された。こうして経済、文化面では英中関係は緊張状態の解消に向かって動き出したが、民主化問題本体の交渉では、4 月に 2 ラウンド（第 1 ラウンドは 4 月 22 日～24 日、第 2 ラウンドは同 28 日～29 日、5 月には 2 回（第 3 ラウンドが 5 月 21 日～23 日、第 4 ラウンドが同 28 日～29 日、6 月には 2 回（第 5 ラウンドが 6 月 14 日～16 日、第 6 ラウンドが同 23 日～25 日）と開催されたにも関わらず、いずれの交渉も互いの原則をぶつけ合うのみで根本的な解決には程遠い状態であった。こうした状況でイギリス側は局面打開のため、7 月 8 日～9 日の間、ハード外相を香港に派遣した。これは 1991 年に調印された「新空港建設了解覚書」に過渡期の香港における諸問題に関する意見交換のため、年 2 回の外相会談を行う事が規定されており、1993 年の第 1 回会談が 3 月に設定されていたものが英中関係の悪化に伴い、開催が延期されていたものである。このとき、ハード外相は、銭外交部長と会談し、①選挙方法に関する英中交渉のペースを加速すること、②その後の経過の確認のため、9 月に再度外相会談を開催することで合意した。この際、パッテン総督は、7 月 1 日のパッテンメジャー会談の後、懸案の直通列車方式を完全実施するというかねての主張を後退させる用意がある事を示唆していたが、このハードー銭会談では、これに関する具体的な合意な

¹³¹ 『日本経済新聞』1993.4.14,p.8

¹³² 『日本経済新聞』1993.4.22,p.9

どはされなかった。一方、遅々として進展を見せない交渉に中国側も 6 月 23 日に「香港特別行政区準備委員会予備工作委員会」を独自に発足させるといする対抗策を示した。この予備工作委員会は、中国政府幹部 27 人と香港の政財界人 30 人から成り、6 月 23 日当時の委員候補者として魯平弁公室主任、新華社香港支社の周南支社長、香港側からはパッテン総督により解任された行政評議会議員や立法評議会の親中派議員である李嘉誠氏、安子介氏などの大物華僑や華人経営者が選ばれた。この委員会の存在は、1997 年にまたがる問題について、香港政庁と並ぶ権力機構が事実上併存する二重構造となりかねない事態となった。返還まで 4 年もあるこの段階で実質的な準備委員会を設置したことは、中国側が影響力の強化を狙って巻き返しに出た事を示した¹³³。7 月 9 日の銭-ハード会談では、交渉ペースの加速化が合意されたにもかかわらず、その後開かれた第 8 ラウンド（7 月 20 日～23 日）、第 9 ラウンド（8 月 10 日～17 日）、第 10 ラウンド（9 月 4 日～6 日）、第 11 ラウンド（9 月 8 日～9 日）、第 12 ラウンド（9 月 26 日～27 日）の各交渉でも成果を上げることはできなかった。このうち、第 8、9 ラウンドではイギリス側が職能団体選挙区での選挙母体の縮小と選挙委員会の構成について中国側に譲歩したものの、合意には至らなかった。10 月 1 日には国連総会に出席するために訪米していた銭外交部長とハード外相の英中外相会談が再度開かれ、この席で銭外交部長は 1994 年の区議会・1995 年の市政局選挙と 1995 年の立法評議会選挙の分離実施を提案したものの、ハード外相はこれを拒否した。このような状況でパッテン総督は 10 月 6 日に就任以来 2 度目の施政方針演説を行い、①7、8 月に英国側は職能別選挙区および選挙委員会問題についてパッテン案の修正を行い、職能別選挙区については、有権者数をパッテン案の 30%に減らし、選挙委員会の構成を基本法通りにして、区議会議員からの就任は止めること、ただし職能別選挙区の 1 議席 1 投票制、選挙委員会の選挙による選出の原則は変更しない、②「直通列車」の確認手続の客観的な基準作りのための英中交渉を継続する、③合意のために残された時間はもはや数か月ではなく数週間であり政治改革法案は 1994 年 7 月までに成立を図らねばならない、④英中交渉で中国側の提案する区議会議員選挙と 1995 年立法評議会選の分離実施を取り上げるつもりのない事を表明した¹³⁴。

このパッテン総督の就任以来 2 度目の施政方針演説を受けて、活発化するかに見えた英中交渉ではあったが、続く 3 ラウンドの英中会談も不調に終わり、イギリス側は 11 月 10

¹³³ 『日本経済新聞』1993.7.3,p.8

¹³⁴ 前掲（注 29）著,p.476

日、パッテン総督を交えた香港問題閣僚会議を開き、英中交渉の早急なる妥結のため「先易後難」（問題点の少ない部分から先に討議し、難しい問題を後回しにする事）戦術を採る事を決めた。同時にメージャー首相は、李鵬首相に親書を送り、交渉ペースの加速化を改めて求めた。この会議の後よりマクラーレン駐中国大使の病氣療養のため、イギリス側代表はハム外務次官に後退した。11月19日～20日の第16ラウンド、11月26日～27日の第17ラウンドの交渉では、当初は初歩的合意に達するとの希望的観測が一部に流れたものの、結局英中両国から合意に達したとの発表はなされなかった。このとき、英中両国は、1994年の区議会選と1995年市政局選での有権者年齢の引き下げと1議席1投票制の導入についての点で合意を見たものの、11月10日にイギリス側が打ち出した「先易後難」の解釈をめぐり、中国側は「先易」の部分は1994年の区議会選挙を指し、有権者年齢の引き下げと1議席1投票制もこの部分に導入するべきとしたのに対し、イギリス側は「先易は有権者年齢の引き下げと1議席1投票制の導入そのものであり、これは1995年立法評議会選にも適用されるとの解釈を示し、1994年に行われる選挙だけを分離して合意することはできないとした¹³⁵。この第17回会談では、次回の交渉日程すら決めることができず、英中両国の交渉は事実上、決裂状態に至った。この一連の動向から言えることは、イギリス政府・香港政庁側はあくまでパッテン案に固執する一方、中国側はパッテン案をたたき台にすること、しいてはその存在そのものを否定し続け、英中両国とも出版店の立場を変えないうまに終わったのである。この半年間の英中両国の外交交渉における最大の問題点は、両国が互いに自分達の原則論のみをぶつけ合う事に終始し、肝心のどのようにすれば香港住民が返還後の将来も安心して生活でき、繁栄を維持し続けられるのかといった現実に対応した外交交渉が行われなかった事である。

第三の時期は、1993年12月から1994年までの時期である。1993年12月2日にパッテン総督は立法評議会での席上、政治改革法案の一部を12月15日に立法評議会に上程する事を明らかにしたと同時に英中交渉の第18ラウンドの開催に向けて協議の継続を中国側に打診している事を明らかにした。ここでいう、政治改革法案の一部とは先の英中会談で一度は合意に達した有権者年齢の引き下げ、小選挙区制の導入（1議席1投票制）、区議会選での委任議員の廃止、1994年・1995年選挙での全国人民代表大会の香港地区代表の立候補を認めることをそれぞれ骨子としている。ここで、これまで香港の各選挙に立候補を認められていなかった全人代の香港代表に立候補権が与えられた事について、パッテン総督は、

¹³⁵ 前掲（注29）著,p.476

これを中国との交渉継続を望んでいる事を示したイギリス側の譲歩である事を明らかにした。しかし、同時に中国側が交渉継続に応じない場合は、1997年6月末までの主権国としての義務を果たすためにも政治改革法案の独自案を立法評議会に提出すると述べ、中国側を牽制した。これに対して中国側は、法案提出に厳しく反発した。新華社及び外交部スポークスマンは、「政治改革法案を提出するという英国側の行為は、英中会談にとって重大な障害を作るものであり、会談の決裂を意味する」¹³⁶とのコメントを発表した。政治改革法案の第一次案は、1994年2月24日に立法評議会にて採択され、同日、パッテン総督は第二次法案の上程を3月4日に行う事を発表した。この第二次案は1995年立法評議会選での直接選出枠の増加、同選挙での職能団体選挙区の議席枠の増加分、9議席の投票権は全労働組合員（270万人）に与える、10議席の選出県を与えられている選挙委員会委員には、区議会議員が就任するという、1992年の施政方針演説をほぼそのまま法案化したものとなった。同時に香港政庁は、1993年4月から11月までの17ラウンドにもおよぶパッテン案をめぐる英中交渉の内容を白書で公表した。その内容は、英中協議が合意に至らなかった理由として、「議員の選出過程が不透明で規制の多い選挙を中国側が望んでいるのに対し、英国側は選挙民の指示を得た信頼性の高い議員を選出できる制度を提案したため」¹³⁷とイギリス側の立場から交渉を分析した。協議内容を公表した意図について、パッテン総督は、「イギリス側が独自に選挙制度改革を推進せざるを得ない事を市民に納得してもらうために中国との交渉過程を公にする必要があった」¹³⁸としている。なお、中国側もこれに先駆けて『人民日報』を通じて交渉過程を公表していることもこの公表の背景となった。この第一次法案の可決と第二次法案の提出に対して、中国側は「交渉の扉を完全に閉ざすもの」¹³⁹と強く非難したと同時に今後、香港政庁が中国の同意を得ないままいかなる制度を作ろうと1997年7月の返還後は無効になるとの立場を全面に押し出し、香港特別行政区準備委員会予備工作委員会による独自の返還準備を推進することを表明した。一方、中国国務院香港・マカオ弁公室スポークスマンは談話を発表し、英国は一方的に立法評議会にて部分法案を可決しただけでなく、秘密扱いとすることで合意している中英交渉の公表や残りの法案の上程を決めた事を指摘し、「交渉を破壊した責任は全て英国にある」¹⁴⁰とイギリスを非難した。

¹³⁶ 前掲（注29）著,p.477

¹³⁷ 『日本経済新聞』1994.2.25,p.9

¹³⁸ 『日本経済新聞』1994.2.25,p.9

¹³⁹ 『日本経済新聞』1994.2.25,p.9

¹⁴⁰ 『日本経済新聞』1994.2.25,p.9

また、中国外務省スポークスマンは、同日、記者会見の席上で①香港に関する中英両国の当面する問題は民主が必要かどうかではなく、信義を守るかどうかの問題である、②英国の統治下で民主と言えるものはなかったのに、返還の直前になって急に民主を持ち出すのは下心があると見られても仕方がないと強調した¹⁴¹。しかし、私は中国側のこうした意見には消極的にならざるを得ない。特に中国外務省スポークスマンの「下心があると見られても仕方がない」との意見は香港の現実に即した意見とは言えないと考える。ここ数年の香港住民の政治意識の向上はすさまじく、民主政治を享受する権利を持つに至る状態になりつつある。それは香港の立法評議会各派の間で合併や組織再編ラッシュが起こっていることから読み取れる。香港民主同盟と匯点との合併により誕生した民主党の登場はその好例である。中国は、香港の民主化にただ感情的に反発するだけでは1997年7月以降の主権国としての責任を果たしたことになるとは到底思えない。返還時においては中国側の計画する以上の民主化は無理としても中長期的に将来を見据えた改革案を中国側は提案しなかった。香港の主権回収にあたっての中国政府のコンセプトは「繁栄と安定の維持」のほゞであるが、今や、香港の繁栄の鍵は住民一人一人の心の中にあり、これを吸い上げるシステムの構築を図らない限り、香港は繁栄どころか安定の維持すら困難になるであろう。今、香港住民が求めているものは、自分自身に対する自信と信頼なのである。そして、このことを考慮に入れた返還政策こそが中国にとって返還後の香港がまさに「金の卵」と化するということをおきたい。

さて、3月4日に立法評議会に上程された政治改革法案の第二次案は、1994年6月30日に可決された。6月29日から30日にかけての立法評議会は17時間にもおよぶ審議の結果、パッテン案に賛成32票、反対24票で可決された。パッテン案を骨抜きにした親中派提出の修正案や全面直接選挙を求めた民主派の修正案も否決された。中国側は既に1997年7月1日の返還の時点でパッテン案により施行された選挙は無効になると選挙のやり直しの方針を示しており、ことさらにこの第二次案の成立に反応を示さなかった。これには、第二次案の採択される前、6月4日に在米中国人民活動家の香港入国を政庁が拒否したことを中国側が好まし、中国側としても変化作業が進まない中国側に却って被害がおよび、1995年選挙についても実際に選挙をやらせてみて、親中派の勝利に終われば「直通列車方式」を採用して確認手続のみで第1期立法会議員とすればよいし、親中派が敗北すれば、選挙無効を宣言して、再選挙を実施するとの方針を中国側が取ったことが背景にあるものと思

¹⁴¹ 『日本経済新聞』1994.2.25,p.9

われる¹⁴²。

パッテン案をめぐる英中対立が激化した理由については、以下の理由が考えられる。まず、イギリス側がパッテン案に固執した理由には①返還後の影響力並びに既得権益の維持を図りたかったため、②イギリス側の対中政策の変化、③ソ連の崩壊により「チャイナ・カード」の有効性が薄らいだ事が挙げられる。このうち、①については、キッシンジャー元米国務長官の香港のテレビ局へのインタビューで「改革そのものは英知としてもなぜ政権移行の2年前に実施しようとするのか。(中略)英国が事実上香港に留まる事を可能にしようと言うのか」¹⁴³と語り、民主化案を皮肉していることが特徴的である。②については、それまでの対中協調姿勢では問題の解決に時間を要したことの反省に立ってイギリスが対中政策を変えてきたこと、③についてはソ連崩壊により冷戦構造が崩壊したため、西側陣営にとっては中国の対ソ連への戦略的意義が大きく変化し、中国を対ソ戦略のために厚遇する必要がなくなったことを意味している。一方、中国側が強硬姿勢を取った理由としては、①イギリスが強硬姿勢を取ったために外交的対面を傷つけられたこと、②アメリカやカナダ、オーストラリアをはじめとした対中包囲網が敷かれたこと、③パッテン案は中国国内の安定統一を妨げる危険があった事などが挙げられる。このうち、②の特徴的な出来事としては、アメリカなどがパッテン案の支持に回ったことやヒルズ通商代表の台湾訪問、最近でや李台湾総統のアメリカ入国ビザが発給されたことなどが印象的である。そして、最も重要なのが③である。パッテン案は、中国側の計画していた香港返還計画を根底から覆すものであり、しいては香港の人々の持つ自由主義思想が中国国内に入り込み、国内が大きく混乱する可能性があり、中国政府はこのことを最も恐れていたと考えられる¹⁴⁴。

第4節 1994年～1995年選挙の結果と香港の将来

これまでは、パッテン民主化案をめぐるその英中対立の経過と対立点について整理してきたが、本節では、実際に行われた選挙の結果はどのようなものであったのかという点について触れておきたいと思う。1994年9月18日に投票が行われた区議会議員選挙は総定数346議席に対して、746名が立候補の届出を行った。主な会派では1994年10月にmn主塔として合併した匯点と香港民主同盟が両会派を併せて132名、経済界を支持基盤と

¹⁴² 『日本経済新聞』1994.7.3,p.2

¹⁴³ 坂東賢治「香港に映る中国の危険シグナル」『中央公論』7月号臨時増刊『中国ビジネス徹底研究』,p425

¹⁴⁴ 『アジア動向年報1993年版』p.177

する保守派の自由党が 90 名、親中派の民主建港連盟が 83 名となっており、それ以外はミニ政党の所属候補や無所属の候補者であった。パッテン案に基づく新政治改革法では、この選挙の当選者は 1995 年 9 月の立法評議会選において選挙委員会を組織でき、10 名を選出する権限が与えられる事になっていた。その意味でも、この選挙は 1995 年の立法評議会選を占う意味で重要な選挙となった。9 月 18 日の投票では、リベラル派勢力である香港民主同盟と匯点（10 月 2 日に民主党として合併改組）が計 75 議席と全 346 議席の約 22% を獲得し、最大勢力となった。親中派の民主建港連盟は 37 議席、自由党は 18 議席にとどまり、無所属が 167 議席を獲得した^{145 146}。この結果は、一見するとリベラル派勢力が勝利したようにも見えるが、同年 2 月に中国政府が香港地域問題に関するアドバイザーとして任命した区事顧問の当選率が 80% を占め、親中派も健闘したことを示している¹⁴⁷。各会派の獲得議席だけで見ると、この選挙は各界はの横並びと見受けられるが、特に注目したいのは投票率と投票者数である。投票率で見ると、名簿登録者数（香港では、年齢などの資格を満たしただけでは投票権を得ることができず、選挙事務委員会に投票登録をしないと実際の選挙では投票権が無い）で見ると前回、1991 年選挙の 32.5% に比して 33.1% とその増加率は小幅であるが、投票者数は前回比 63.5% 像となり、香港市民の政治参加意識が大幅に上がった事を如実に示す結果となった。

この結果を受けた同年 10 月 5 日のパッテン総督就任から 3 回目の施政方針演説では「1000 日とその向こう側」と題して、予備工作委員会（香港基本法で 1996 年に設立されると規定された香港特別行政区準備委員会の雛形で中国政府が指名した中国・香港の代表で構成される：PWC）メンバーと香港政府長官との接触の解禁、並びに中英合同連絡会議（JLG）のスピードアップを提案した。そのうち、PWC については、それまで法的根拠のある組織ではないとの立場から、香港政府高官に資料提供などを自粛するように指導していた。このように、若干の妥協案を示したパッテン総督ではあったが、その基本スタンスは変わっておらず、「中国側が 97 年 6 月 30 日をもって議会を解散するのは道理のある事とは思わない」¹⁴⁸と攻撃的な発言が見られ、中国側から誠意が無いと批判を受けた。その上でパッテン総督は 1997 年以降の行政長官や行政評議会・政府高官の人選について、香港特別行政区準備委員会への協力を打診しており、これは返還以降もイギリスが影響力の維持を

¹⁴⁵ 『日本経済新聞』1994.8.17,p.6

¹⁴⁶ 曾根康雄「香港で「正当性を競い合う英国と中国」『世界週報』75 卷 42 号,p.28

¹⁴⁷ 曾根,前掲（注 146）論文,p.29

¹⁴⁸ 曾根,前掲（注 146）論文,p.30

図ろうとしている姿勢が依然変わっていない事を如実に示している。

しかし、中国側も JLG をはじめとした返還作業が進まないと GATT を含む 29 の国際機構への参加継続、161 の国際条約の継続といった国際ビジネスセンターの機能維持に欠かせない課題の解決が遅れる事となり、不利益を被ることになる。パッテン総督は区議会選以後は中国側のニーズを見越した戦術に切り替えてきたのである。

1995 年 9 月 17 日に実施された香港立法評議会選は、民主主義の維持・発展を主張する民主化会派が、親中派と直接対決する 20 議席の地域選挙区の直接投票で 14 議席を獲得し、過半数を獲得した。特に民主党は、李柱銘投手が親中派候補に 70% の得票を得る大佐で圧勝するなど、特に地域別直接選挙でその強さを見せつけた格好となった。一方の親中派は民主香港建設聯盟が党主席候補が落選するなど、職能団体別選挙区では健闘したものの、地域別直接投票では惨敗を喫した。この結果に中国側は 9 月 18 日に新華社香港支社が「選挙は不公平・不合理だ」¹⁴⁹として返還後の再選挙を改めて主張したが、同時にそれまでの「立法評議会を解散させる」との表現から「機能を停止する」に表現を変えてきた点が注目される。新華社は一方で、「選挙は平穏な返還を望む声が主流である事を示した」¹⁵⁰との見方も付け加えた。これは、中国側にはこの選挙結果が不満を残すものとなるものの、返還を順調に実現する事が最大の問題であり、これからは香港の民主派勢力やイギリス政府と一定の関係を模索しつつ、親中派勢力の拡大を図っていくという中国側の方針転換があったことを示すもので興味深い。1992 年にパッテン総督が民主化案を発表して以来、親中派は民主派に選挙で全て敗れており、中国がこの民主派が勢力を大幅に拡大した立法評議会の無力化を図っているが、一連の選挙結果は、選挙制度を通じた大衆工作の限界をもあらわにした。今回の立法評議会選のうち、そう投票者 92 万人を抱える地域別選挙区では、民主派候補が 52 万 6000 票を獲得したのに対し、親中派候補は 31 万 7000 票であった。これは、得票率でいえば 34% と民主派の 57% には及ばないものの、一定の票数は確保していると思われる。しかし、今回の選挙では、親中派は組織的な票の掘り起こしを行った結果の票数であり、短期間のうちにこれ以上の大幅な票の上積みを獲得するのは非常に困難である。今回の選挙は民主派對親中派の構図ばかりがその特徴となって浮かび上がっているように見えるが、選挙公約から選挙を振り返ってみると、親中派と民主派が結束する事態がありうる事がわかる。例えば、香港における失業率は 3% を超え、ここ 10 年来で最高

¹⁴⁹ 『朝日新聞』1995.9.19,p.9

¹⁵⁰ 『朝日新聞』1995.9.19,p.9

水準に達している。民主派と親中派はこの問題で外国人労働者の受け入れ禁止を公約として掲げ、共闘する構えを見せている。こうした状況になると、民主派は民主化や人権保護、福祉充実といった理想の追求に走るあまり、香港住民から浮き上がってしまう可能性があることがわかる。香港住民が求めているのは、安定的な経済繁栄とそれを保障する円滑な返還であり、民主化の実現もそれを達成する一つの手段でしかない。今後の立法評議会の動向は、政治色の濃い民主化政策についての議題を民主派が提案し、政庁がこれを後押しし、親中派は反対に徹し、中間派がキャスティングボートを握るという形が予想され、失業対策等の民生政策では民主派と親中派が共闘し、政庁並びに自由党を中心とする中間派と対決する構図が予想される¹⁵¹。

今回の選挙結果を受けて、中国側は立法評議会の無力化を図ろうとしていることは既に述べた。香港基本法によれば、香港特別行政区の立法機関である立法会（定数 60 名）は返還後に設置されることになっている。しかし、中国政府は 1996 年中に「臨時立法会」を実質的に組織し、返還後の再選挙を行うまでのバイパスにする方針を打ち出した。立法評議会選挙で親中派が敗北したことで中国側は、「直通列車方式」の採用を止め、再選挙の実施を決めた。しかし、この臨時立法会が設置されれば、こちらの議員（これを中国当局は「愛国愛港人士」と呼んでいる）が「直通列車」に乗って第 1 期立法会議員となることが予想される。つまり、現行の立法評議会からの「直通列車」は出さないが、臨時立法会からは「直通列車」を出発させるということになる。この直通列車に乗れる「愛国愛港人士」の指名基準は未だ明らかにされていない。中国側が特に第 1 期立法会から排除したいのは民主党の李柱銘党首以下、急進的民主派の数人であるが、今回の選挙で民主派議員が大量当選した現在、彼らの処遇がどうなるのかが注目される。

立法評議会を無力化する第二の手段として、香港特別行政区準備委員会の前倒しの設立がある。つまり、1996 年初頭に準備委員会を設立させ、今年半ばにその首長たる行政長官の人選を香港住民に示すことで香港市民の関心を現行立法評議会・香港政庁からこちらの方に向け、立法評議会・香港政庁の求心力の低下を狙った戦略である¹⁵²。これらの中国側の動きに対して、最も重要なのは、香港市民自身がこれからどうして行きたいかをはっきりと主張することである。香港市民には現実主義的な人が多いといわれ、「長いものには巻かれろ」式の対応が取られてきたと言われている。一連の民主化案を巡る英中交渉でも香

¹⁵¹ 岩切司「選挙に勝った香港民主派にこれだけの弱点」『世界週報』76 卷 38 号,pp.19-21

¹⁵² 岩切,前掲(注 151)論文,p.22

港市民の声はほとんど取り上げられることが無く、交渉は決裂という結果に終わった。「港人治港」の実現の最大の障害となっているのは、基本法でも中国政府でもイギリス政府でもパッテン総督でもない。重要なのはこれから香港市民が絶対に「港人治港」を実現するという意気込みなのかもしれないと私は考えている。

終章

私がこの香港問題の研究を始めてから約 2 年が経過しようとしている。研究を始めた当初は、香港の歴史も何もわからない状態で研究は全くの手探り状態であった。特に参考文献の面では阿片戦争から中英共同宣言が発表された辺りまでの文献は目にしたが、それ以降、特にパッテン民主化案をめぐる交渉では、現在進行形の問題のため、資料は新聞や雑誌といった類しかなく、学術論文になると本問題はほとんど扱われていなかった。しかし、それだけに何も無い所から積み上げて巨大な塔を作り上げるできるという現代的な問題を扱う楽しみを経験できたことは私にとって大きな収穫であった。

香港の将来がこれからどうなるかと言われれば、中国の影響力は日を迫うごとに強まっていけることは当然としても、香港市民がこれからの香港をどうしてゆきたいかと思っているかにかかっていると私は答えることにしている。これは、パッテン案が発表された直後からずっと提案をたたき台にすること事態を認めないとしてきた中国側にとって香港市民は以後、3 回の選挙でいずれも中国側に不信任を突き付けてきた。これに対して、中国側は、9 月の立法評議会選では声高にイギリス非難をすることを止め、一度パッテン案で投票をさせてみて、対応を決めようと親中派議員の支援に乗り出すなど新しい動きを見せたこと、10 月 14 日に香港特別行政区予備工作委员会が臨時立法会議の議員とされる「愛国愛港人士」を中国側が一方向的に指名するのではなく、400 人の推薦委員会で選出する方法を打ち出したことから読み取れる。繰り返しになるが、「港人治港」の実現に最も必要なのは香港市民が自身を取り戻し、積極的にアクションを起こすことである。東洋の真珠と言われるほど繁栄を極める香港をここまで作り上げたのはイギリスのレッセフェール政策の効用だけではない。香港市民の創意工夫があったからこそなしたものであることを付け加えて、本稿の締めくくりに言葉としたい。

(参考文献)

a)書籍

- ・ディック・ウィルソン著、辻田賢次郎訳『香港物語』時事通信社(1994)
- ・ジェラルド・シーガル『香港的命運』同文書院インターナショナル(1993)
- ・石田 収『香港社会事情』酒井書店(1995)
- ・伊藤 潔『香港クライシス』JICC 出版局(1991)
- ・加々美光行+NHK 取材班編『NHK スペシャル いま世界が動く～②東方に社会主義の
大国あり』日本放送出版協会(1991)
- ・Margaret Thatcher 著、石塚昌彦訳『サッチャー回顧録 (上)』日本経済新聞社(1993)
- ・Margaret Thatcher 著、石塚昌彦訳『サッチャー回顧録 (下)』日本経済新聞社(1993)
- ・中嶋嶺雄『香港 移り行く都市国家』時事通信社(1985)
- ・中嶋嶺雄『中国の悲劇』講談社(1989)
- ・中園和仁『香港をめぐる英中関係～中国の対香港政策を中心として』アジア政経学会(1984)
- ・矢野仁一『アヘン戦争と香港』弘文堂書房(1939)
- ・安田信之『香港・1997年・法』アジア経済研究所(1993)

b)論文

- ・坂東賢治「香港に迫る中国の危険シグナル」『中央公論 7月号臨時増刊 中国ビジネス徹底研究』(1994)
- ・呉 進義「香港返還問題における政治と経済—その矛盾と整合性—」『富士大学紀要』18
巻(1986)
- ・服部健司「香港めぐる烈烈談判 「香港民主化」で妥協点を探る中国」『世界週報』74巻
23号(1993)
- ・平塚大祐「一九九七年香港返還とアジア」『アジア研ワールドトレンド』7号(1995)
- ・岩切 司「香港返還を前に英国が対中協調に転換」『世界週報』75巻28号(1994)
- ・岩切 司「選挙に勝った民主派にこれだけの弱点」『世界週報』76巻38号(1995)
- ・丸屋豊二郎「新空港建設問題に決着」『アジア研ニュース』125号(1991)
- ・三木孝治郎「香港めぐる烈烈談判 英国は内外で厳しい対応迫られる」『世界週報』74巻
23号(1993)
- ・中園和仁「香港民主化をめぐる英中対立」『外交フォーラム』66号(1994)

- ・王子天徳「香港の将来に関する英中協議」『横浜商大論集』22巻1号(1988)
- ・王子天徳「香港特別行政区基本法案―意見を徴するための草稿」『横浜商大論集』22巻2号(1988)
- ・李 柱銘著、丸川智雄訳「<97年>は始まっている」『世界』553号臨時増刊(1991)
- ・真田岩助「新空港建設の問題点」『アジアトレンド』1990年第4号(1990)
- ・曾根康雄「香港で「正統性」を競い合う英国と中国」『世界週報』76巻41号(1994)
- ・土田真靖「英中交渉の決裂は双方に責任」『アジア週報』285号(1994)
- ・上村幸治「香港基本法で何が始まったのか」『エコノミスト』68巻18号(1990)
- ・上村幸治「駐英対立と「香港人意識」」『世界』578号(1993)
- ・渡辺利夫、吉田 均「天安門事件に揺らぐ香港」『国際問題』358号(1990)
- ・「香港民主化は中国にとって貴重な実験」『世界週報』76巻41号(1995)

c)新聞

- ・『日本経済新聞』1992.7.12
- ・『日本経済新聞』1992.10.24
- ・『日本経済新聞』1992.11.25
- ・『日本経済新聞』1992.12.7
- ・『日本経済新聞』1992.12.24
- ・『日本経済新聞』1993.1.6
- ・『日本経済新聞』1993.1.7
- ・『日本経済新聞』1993.2.22
- ・『日本経済新聞』1993.2.25
- ・『日本経済新聞』1993.3.5
- ・『日本経済新聞』1993.3.6
- ・『日本経済新聞』1993.3.13(夕刊)
- ・『日本経済新聞』1993.3.18
- ・『日本経済新聞』1993.3.24
- ・『日本経済新聞』1993.4.14
- ・『日本経済新聞』1993.4.22
- ・『日本経済新聞』1993.6.24

- ・『日本経済新聞』 1993.7.3
- ・『日本経済新聞』 1993.10.4
- ・『日本経済新聞』 1993.10.7
- ・『日本経済新聞』 1993.10.17
- ・『日本経済新聞』 1993.11.5
- ・『日本経済新聞』 1993.11.6
- ・『日本経済新聞』 1993.11.27
- ・『日本経済新聞』 1993.11.28
- ・『日本経済新聞』 1993.11.30
- ・『日本経済新聞』 1993.12.3
- ・『日本経済新聞』 1993.12.9
- ・『日本経済新聞』 1993.12.12
- ・『日本経済新聞』 1993.12.16
- ・『日本経済新聞』 1994.2.24 (夕刊)
- ・『日本経済新聞』 1993.2.25
- ・『日本経済新聞』 1993.6.29
- ・『日本経済新聞』 1993.6.30
- ・『日本経済新聞』 1993.7.3
- ・『日本経済新聞』 1993.8.17
- ・『日本経済新聞』 1993.12.7
- ・『朝日新聞』 1995.7.1
- ・『朝日新聞』 1995.9.18
- ・『朝日新聞』 1995.9.19
- ・『朝日新聞』 1995.10.5

d)辞典、統計書、その他

- ・『国際条約集'94』 有斐閣(1994)
- ・『アジア動向年報'94』 アジア経済研究所(1994)
- ・『アジア動向年報'93』 アジア経済研究所(1993)
- ・『アジア動向年報'92』 アジア経済研究所(1992)

- ・『アジア動向年報'91』アジア経済研究所(1991)
- ・中国研究所編『過渡期の香港～迫り来る 1997 年 中国年鑑別冊』大修館書店(1994)
- ・『中国問題に関する香港会議報告書』総合研究開発機構(1988)
- ・『日本外交史辞典』山川出版社(1992)
- ・『WHO'S WHO 1994』A&C BLACK 社(1994)
- ・『清末對外条約輯 (二)』国風出版
- ・中国総覧編集委員会編『中国総覧 1994 年版』霞山会(1994)
- ・総合研究開発機構編『事典 アジア・太平洋』中央経済社(1990)